

基本目標	基本施策	施策	事業の内容	担当課	第8期介護保険事業計画			R5年度実績		
					事業概要（第8期における主な取組）	本計画実施内容（目標・事業内容等）	活動指標（R5年度）	実施内容	自己評価	課題
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	地域包括ケア推進課	ア 従前の訪問介護相当サービス	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、訪問介護事業者の訪問介護員による専門的な身体介護・生活援助を実施します。	要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施します。	-	要支援者等のうち、専門的な身体介護・生活援助が必要な方に対して、訪問介護員による支援を実施しました。	4	サービス提供事業所への制度理解の周知が課題となっています。	基準の改正等の際にはサービス提供事業所宛てに随時文書にて通知を行います。
		イ 訪問型サービスA	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、事業者による従前の訪問介護相当サービスの基準を緩和した生活援助を実施します。	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要としない方に対して訪問介護事業者及び生きがい事業団等が生活援助を実施します。また、当事業においては、一定の研修を受講した無資格者も従事可能であるため、研修等を通して、担い手を養成することを推進することにより、サービスの利用につなげやすい環境を整備します。	-	ヘルパー事業所の指定による他、生きがい事業団への委託により事業実施をしています。	3	多様なサービスの中から対象者の状態像に合ったサービスを適切に利用してもらう必要があります。	対象者の状態像に合った適切なサービス利用に繋げられるよう、「介護予防ケアマネジメント効果検討会議」を活用していきます。
		ウ 訪問型サービスB	地域包括ケア推進課	自力では困難な行為であるが専門性の必要ない生活援助（ゴミ出しなど）を、ボランティア等による住民主体の自主的な取組により実施します。	要支援者等のうち、身体介護等の専門的な支援を必要とせず、ボランティアによる支援が適している方に対して、ボランティア団体が生活援助を実施します。また、サービス内容を決定する高齢者よろず相談センターと訪問型サービスBの提供者が滞りなく連携できるよう、支援をすることにより、利用の促進を図ります。	-	サービス利用率の増加を図るため、サービス提供者からの要望を反映させながら、適宜事業運用方法を改善いたしました。	4	サービス提供実績がない福祉村があり、サービスの利用促進が課題です。	滞りなくサービス提供が行えるよう、手順書や様式を作成する等の改善をします。
		エ 訪問型サービスC	地域包括ケア推進課	体力や日常動作に改善が必要な方で通所が困難な方に対し、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が自宅を訪問し、相談指導を実施します。	要支援者等を対象に、高齢者よろず相談センターや市の職員が自宅を訪問し、相談を受けて、短期集中的に専門的な立場から指導を行います。	-	高齢者よろずセンター等から相談を受けた結果、訪問Cではなく個別相談の訪問が適している方への対応を実施しました。	3	サービスの周知を引き続き行うとともに、訪問頻度・回数等ではなく個別相談の訪問が適している方への対応を実施しました。	個別相談を受ける中で、訪問型サービスCが望ましい対象には、支援がつけられるようにしていきます。
		オ 従前の通所介護相当サービス	地域包括ケア推進課	生活機能向上のための専門的な機能訓練を通所介護施設で実施します。	要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行います。	-	要支援者等のうち、通所介護施設で、生活機能向上のための支援を行うことが適している方に対して、専門的な支援を行います。	5	サービスのニーズがない状況が続いています。サービス選定の支援をする地域包括支援センターでは身体介護が必要な対象者の受け皿として、当サービスではなく、地域のサロンへ案内している状況です。	対象者の状態像に合った適切なサービス利用に繋げられるよう、「介護予防ケアマネジメント効果検討会議」を活用していきます。
		カ 通所型サービスA	地域包括ケア推進課	現行従前の通所介護相当サービスの基準を緩和した支援を通所介護施設で実施します。	要支援者等のうち、通所介護施設で、専門職による支援が原則として必要ない方に対して、日常生活等を通じた機能訓練を行うことによる支援を行います。	-	サービスのニーズがない状況が続いています。サービス選定の支援をする地域包括支援センターでは身体介護が必要な対象者の受け皿として、当サービスではなく、地域のサロンへ案内している状況です。	2	身体介護が不要な対象者の受け皿として適い場（地域のサロン）が機能しているため、当サービスへのニーズが上がりません。他市においては、基準緩和をする余地が少ないため当サービスを実施していない例もあります。	当面は利用者に対する多様な受け皿の一つとして当サービスを残しつつ、市民へのニーズ調査等をもとに廃止等を含め事業の運用方法を見直ししていく必要があります。
		キ 通所型サービスC 健康チャレンジ複合型教室事業	地域包括ケア推進課	要支援者等を対象に、運動機能の低下、口腔機能の低下、並びに低栄養状態にある、又はそのおそれがある高齢者に対し、短期集中的に複合型プログラムを実施します。	要介護状態にならないためには運動・口腔・栄養のプログラムを一体的に取り組むことが効果的であることから、総合的に健康増進への効果が望める事業を積極的に開催しています。	-	運動、口腔の複合型プログラムを、できるかぎり個人の状況に適した指導を行いながら実施しました。	4	1回あたりの参加者を増やすことが必要です。	対象者選定時に丁寧なアセスメントを行います。アセスメントと活動とのギャップをなくすように現場での本人把握を強化します。
		ク 生活支援・介護予防サービスに関する協議体の設置	地域包括ケア推進課	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、資源開発等を推進します。	市全域に関する議論の場である第1層協議体と当該地域の課題等について議論をする場である第2層協議体の会議を開催し、介護予防や生活支援に関する課題などを共有します。また、情報の共有、地域ニーズの把握、ネットワーク化等を行い、地域の住民同士の支え合いの体制作りを推進します。第2層協議体が設置されていない地区においては、それぞれの地区に働きかけ、設置を促すことを支援します。	協議体開催数 67回	協議体開催数 63回	ほとんどの地域で開催出来ましたが、一部の地域ではコロナ禍以来開催出来ていません。地域の事情を注視しながら、他の会議体との合同開催も含めて地域住民に働きかける必要があります。	2	協議体以外での地域住民との連絡を密に図り、折にふれ、協議体の開催を促していきます。
		ケ 生活支援コーディネート活動	地域包括ケア推進課	資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート活動を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。	生活支援・介護予防サービスに関する協議体で決定した事項等を実現するために働きかけをする生活支援コーディネーターの活動を推進するため、研修会を開催する等、必要に応じた支援を行います。また、役割がある形で高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置も検討しています。	研修会開催数 3回	研修会開催数 3回	コーディネーターの入替えがありません。何度か受けている方と初めて受ける方が混在している状態であり、知識に差があります。	3	研修内容を精査し、より多くの方に受けていただけるような研修を行います。
		コ 介護予防ケアマネジメント	地域包括ケア推進課	要支援者等に対する介護予防ケアマネジメントを行います。	高齢者よろず相談センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようなケアプランを作成し、利用するサービスを決めます。必要に応じてモニタリングにより、サービス利用者の状態像を把握し、ケアプラン期間終了後に評価を行います。	-	介護予防ケアマネジメントを実施する高齢者よろず相談センターに対して、必要な説明や助言を行う等、事業運用を実施しました。	3	高齢者よろず相談センターとの連携をより強化し、市民が自身の状態像に合ったサービスが利用できるよう、適正な介護予防ケアマネジメントの実施に努める必要があります。	介護予防ケアマネジメント効果検討会議を活用し、高齢者よろず相談センターが適切なケアマネジメントを行えるよう努めます。
		カ サ 介護予防ケアマネジメント効果検討事業	地域包括ケア推進課	介護予防ケアマネジメントに関して効果を検討する場を設け、本市と高齢者よろず相談センターの連携を強化し、利用者に適したサービスとなるよう必要に応じた支援を行います。	各高齢者よろず相談センターからケアプラン等の提出を求め、介護予防ケアマネジメントの内容についてヒアリングする等、検討する場を設けます。各高齢者よろず相談センターに必要に応じた指導を行うとともに、高齢者よろず相談センターからの意見や要望を整理したマニュアルを整備する等、この事業を通して、必要に応じたさまざまな支援を行うことを目指します。	延べヒアリング回数 26回	対象（令和4年度に事業対象者として申請があり、サービス利用があった方）を限定した実施となりましたが、高齢者よろず相談センターとの連携を強化し、より適切な介護予防ケアマネジメントができるよう、令和3年度より高齢者よろず相談センターを対象に介護予防ケアマネジメント効果検討会議を開催しました。	3	基本チェックリストの「口腔」や「栄養」にも該当しているにも関わらず、ケアプランに反映されていない事例が見受けられることなどから、より適切な介護予防ケアマネジメントの実施に向け多職種による専門的な視点が必要です。	介護予防ケアマネジメント効果検討会議等を通して、確認する。アセスメント強化研修等を実施し、高齢者よろず相談センター一職員の資質向上を図ります。
		キ ア 健康チャレンジ高齢者把握事業	地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター等で基本チェックリストを実施し、それぞれの高齢者に適したサービスや情報を提供することにより、健康増進や閉じこもりの防止につなげます。	関係機関と連携し、事業の周知を図るとともに、基本チェックリストを実施し、対象者に適したサービスや情報提供を行います。	-	対象者の状態に応じて多様なサービスを提供できるよう高齢者よろず相談センターの窓口にて、チェックリストを実施しました。	3	対象者の状態に応じて多様なサービスを提供し、要介護状態にならないようにすることの結果がみえにくいです。また、13高齢者よろず相談センターのスキルのボトムアップが必要です。	本人の状態に合わせたケアプランを作成し、多様なサービスを導入していきます。研修等を実施し、13高齢者よろず相談センターのスキルのボトムアップを目指します。
		ク イ 地域リハビリテーション活動支援事業	保険年金課	地域における健康チャレンジの取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	専門職や高齢者よろず相談センターなどの要望に対応することで、対象者の重度化の予防や生活の充実にに向けた技術支援を行います。	支援回数 12回	町内福祉村、地域包括支援センター等の依頼による理学療法士派遣9回。地域ケア会議等は派遣の依頼はありませんでした。また、年間9回の運動指導等の依頼がありました。	2	通所サービスC終了後に自立に資する支援を継続的にうける機会が乏しく、機能低下する場面がみられています。	神奈川県理学療法士協会と連携し、通所サービスC利用者の自立に資する助言を行い介護予防を図ります。
		ク ウ 健康チャレンジ事業評価事業	地域包括ケア推進課	学識経験者及び医師会・歯科医師会等から助言を得て、介護予防事業の質の確保・向上の観点で評価します。	各地域における健康チャレンジ事業の充実状況や高齢者の参加状況等を時系列で取りまとめ、事業の効果等について分析し、さらなる充実につなげます。	開催回数 2回	開催回数2回	学識経験者等の助言等を事業の分析や充実に十分につなげていくことです。	3	毎年同じ学識経験者からでなく、多様な立場から多くの助言を得ることで、課題点をより明らかにし、各事業に反映します。

1 健康長寿への チャレンジ	エ	健康チャレンジ普及啓発事業	高齢福祉課・保険年金課	医師による高齢者の健康増進に関する講話や、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、認知症地域支援推進員等による相談を行います。また、健康チャレンジを地域で実施するための教室を各専門職の視点で開催します。	高齢者が日頃から健康増進について関心を持つとともに、知識を身につけることができるよう、健康長寿チャレンジの普及啓発に努めます。地域や団体に向けた各種の教室や講話を開催し、高齢者の健康増進を地域住民が自主的に行うことの大切さを伝えます。	延べ開催数 15回 延べ参加者数 300人	歯科医師によるオーラルフレイル予防講座、地域包括支援センター等からの依頼講座等を年間17回開催し、延べ271人が参加。専門職への相談は電話・訪問相談延べ14件実施。	4	フレイル、オーラルフレイルなどの健康課題や介護予防についてより多くの高齢者に周知することが課題となっています。	現状の取り組みを継続して実施します。
	オ	健康チャレンジに取り組みのための通いの場（サロン）の開催支援	地域包括ケア推進課	介護予防に取り組むことができるような通いの場（サロン）を運営する住民主体のボランティア団体に補助金を交付することによる支援を行います。	補助金を交付することによる活動経費の支援に加え、介護予防に関する指導内容等を掲載した「健康チャレンジ教本」を作成し、通いの場の団体に教本を提供することにより、各団体における介護予防活動の効果を高めることにも教本に沿った介護予防の取組をすることで各団体の活動の主体性を促すことを進めます。また、つながり支援として、デジタル機器を利用した通いの場での連携を実施していきます。	延べ参加者数 189,500人	補助金の交付を通じた通いの場各団体への活動支援を推進しました。感染症流行を経て活動の再開及び増加がみられました。延べ参加者数：169,161人	2	通いの場の活動を通した高齢者同士のつながりを維持していく必要があります。団体数は増加傾向にあります。	参加しなくなった等気になるメンバーがいる場合には、高齢者よろず相談センターにも相談できるよう促し、通いの場の高齢者同士のつながりを支援していきます。団体数の増加に対応できるよう支援方法の見直しを行います。
	カ	健康チャレンジリーダー育成事業	保険年金課	健康チャレンジリーダーの養成を通して、主体的に活動を行う地域団体を増加させることを目指します。健康チャレンジリーダーを中心に地域団体が活発に介護予防に資する活動を展開することにより、多くの高齢者へ介護予防活動への参加を促し、健康長寿につなげます。	地域において介護予防活動をするための研修を開催し、普及啓発を図ることにより、当該リーダーを中心に、地域の事情に合わせた組織を構築します。	健康チャレンジリーダー養成者数 20人	健康チャレンジリーダー養成者数 5人 募集定員20名で募集したが、地域サロン等の活動が再開していない団体や、担い手不足となっている団体もあり、参加者の減少傾向が続いています。	2	一般介護予防事業創設期から継続して取り組んでいますが、地域のサロン等から本事業へのニーズが低下しています。また、同じような役割を担うフレイルサポーターが増員しています。	本事業は廃止し、今後は養成された健康チャレンジリーダーの活動を支援するとともにフレイルサポーターの育成を充実させていきます。
	キ	健康チャレンジ地域活動支援事業	地域包括ケア推進課	健康チャレンジの取組を地域に根ざすために、身近で気軽に取り組める地域における住民主体の健康増進活動の育成・支援を行います。	住民主体の健康チャレンジの取組や内容の向上に向けて、人材の派遣、各種団体が行う教室の紹介などの取組についての情報発信等、活動への支援を行います。ゴム体操等の指導や気軽に健康チャレンジに取り組める機材等を貸出しし、地域で取り組めるような活動を支援します。	-	地域のサロン活性化のために、介護予防の取組を踏まえたカラオケ機材等の貸出し等支援を実施しました。	3	カラオケ機器等を安全かつ適切に使用する必要があります。	機材等貸出しについては業者同行実施を推進します。
	ク	健康チャレンジ食生活改善事業	保険年金課	調理実習と食生活を学ぶ教室を組み合わせて、効果的に高齢者の健康に関する知識を高めます。	市内の公民館で調理実習を行うとともに、食生活の知識を高める教室を開催します。調理実習は男性の参加率が低いことから、通常の調理実習だけでなく、男性向けの教室を開催し、男女問わず日常の食生活を通じて健康増進に関する知識を高めるような事業を実施します。	教室開催数 25回 延べ参加者数 400人	平塚市食生活改善推進団体会委託し、コロナ感染対策のため休止していた調理実習を再開しました。教室開催数は3回で延べ参加者数は42人でした。また、「食生活改善推進員が考える”手軽に食べられる低栄養予防のためのレシピ”」制作を委託し、高齢者の食生活及び健康増進の知識の普及や媒体作成を行いました。	2	調理実習に参加しない高齢者も気軽に低栄養予防の知識を得ることができるよう体制をつくり、多くの高齢者への普及啓発を図る必要があります。	食べること（口腔や栄養など）について気軽に相談できる体制の構築と幅広い情報発信を行います。
	ケ	ひらつか元気応援ポイント事業	地域包括ケア推進課	事業の参加を希望する平塚市在住の65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行っていただき、手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納がない方に交付金などを交付します。	介護予防及び地域貢献の機会づくりを支援します。事業の周知に力を入れるほか、活動可能な施設種別の範囲を広げ事業受入機関の増加を図り、市内の身近な場所で活動ができる体制を整えることにより、事業登録者数の増加を目指す。また、アンケートや意見交換会を通して把握した事業登録者のニーズを適宜取り入れながら、魅力ある事業によるよう改善を図ります。介護分野の研修参加や介護周辺業務へのボランティア活動をした若年層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層にポイントを付与し、各層の社会参加・就労活動を推進するとともに、介護現場での活躍を支援し、介護人材の拡大を検討します。	活動者数 335人	実活動者117名。 受入機関に対する受入に関する状況調査を実施しながら、介護予防及び地域貢献の機会づくりを支援しました。	2	新型コロナウイルス流行後、受入機関の受入状況が把握しきれず、会員から活動しにくいという意見がありました。	受入機関の受入状況を整理し、会員へ情報提供します。
	コ	フレイル対策推進事業	保険年金課	多くの高齢者は、健康な状態からフレイルの段階（心身の活力が低下した状態）を経て、要介護状態に陥ると考えられています。しかし、フレイル状態にあっても、その変調に気づくことなく「歳のせい」と見過ごしてしまうことにより、介護予防の支援をすべきタイミングを逃してしまっているという現状があります。そのため、東京大学高齢社会総合研究機構との連携のもと、「栄養・運動・社会参加」をテーマに、フレイルを「知る」「気づく」「予防・改善する」という3つの観点から各種事業を展開することで、自身の状態の見える化を図り、フレイル予防のための行動変容につなげていきます。	「知る」を促す事業として、市ウェブ上のフレイル専用サイトの充実、フレイル予防セミナーの開催など、広くフレイル予防の普及啓発を図ります。また、「気づく」「予防・改善する」を促す事業として、市役所や公民館等でのフレイルチェック測定会やフレイル改善教室を開催するほか、その担い手となる市民サポーター「フレイルサポーター」を養成していきます。なお、各事業は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に基づき、各種データを踏まえながら保健事業の視点からの支援と連携し推進していきます。	測定会開催数 10回	フレイルチェック測定会は予定回数を超えて上回る46回実施し延べ621人が参加しました。「予防・改善する」として、フレイルサポーターによるオーラルフレイル予防を主な目的とした「カムカム教室」を計22回実施し延べ244人参加しました。また担い手の養成としてフレイルサポーターを15名養成しました。	5	引き続き、より多くの高齢者がフレイルに「気づく」ための機会を増やすことが課題です。また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に基づき、後期高齢者健診とフレイルチェックを一体的に実施し、フレイルへの気づきと行動変容を促す仕組みの構築や低栄養やオーラルフレイルなど地区ごとに異なる健康課題への対応が課題となっています。	フレイルチェック測定会を連日の場で実施し、高齢者がフレイルに気づく機会を増やします。また産官学連携によるフレイル改善に向けた行動変容を促す健康教室の実施や後期高齢者健診とフレイルチェックの一体的実施の仕組みを構築し、実施します。さらにフレイルチェックやカムカム教室等による介護予防効果の検証を行います。
	サ	高齢者のICTを活用したつながり促進事業	地域包括ケア推進課	高齢者のフレイル状態（虚勢状態）には、身体的フレイル、心理・精神的フレイル、社会的フレイルがあり、中でも、人のつながりの希薄化などによる社会的フレイルの予防は、特に重要な取組となります。通いの場等の充実によるつながりを促進するだけでなく、外出が困難な場合などでも、自宅でSNSをはじめとするICT技術を活用しながらつながりが保てるよう支援します。	町内福祉村が実施する通いの場（Ⅱ型）を中心に、主にスマートフォンを所持する高齢者に対し、スマートフォンの活用講座等を開催し、情報の収集やグループでの通話等に安全に実施できる方法を学ぶ機会を提供します。	講座開催数 19回	自身のスマートフォンを使用したスマートフォン活用講座を6回実施しました。 内訳：通いの場（Ⅱ型）2回 通いの場（Ⅰ型）4回	2	通いの場（Ⅱ型）ではニーズが限られているようでした。	通いの場（Ⅰ型）を受講対象の中心とします。
	シ	健康診査等	健康課・保険年金課	生活習慣病やがんの早期発見、早期治療を目的とした各種健診、保健指導を実施します。	特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査、がん検診、成人歯科健診等を実施します。健診等の対象者は、個別通知を行います。	-	平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期）データヘルズ計画に基づき実施しました。 遠隔viewベースで 特定健診：36.5%（R4 36.4%） 後期高齢者健診：37.2%（R4 33.4%） 特定健診、後期高齢者健診とも受診率は伸びています。	4	健診受診率をこの先も上げ、健康状態の把握に努める必要があります。	特定健診：ナッジ手法を活用した受診勧奨通知の送付 集団健診の検討 後期高齢者健診：ポピュレーションアプローチでの健診受診の必要性の周知 関係機関と健康課題を共有して健診受診勧奨を実施
	ス	重症化予防事業	保険年金課	各種健康診査等の結果から重症化予防の対象者を把握して、予防のための保健指導等を実施します。	糖尿病性腎症重症化予防のための病診連携を実施します。また、糖尿病及び高血圧の重症化予防教室や保健指導を実施します。	-	平塚市国民健康保険加入者及び、後期高齢者への生活習慣病重症化予防に取り組まれました。 ①糖尿病性腎症重症化予防 ②健診異常値放置対策 ③治療中断者対策	3	①翌年の健診を受診しない指導の評価をすることができません。 ②医療機関の受診勧奨に加え、家庭訪問による生活習慣改善に向けた保健指導を充実させます。また、通知内容や不在時のチラシを工夫し行動変容につなげます。さらに、保健事業の活用により生活習慣の改善が図れるように医師会や関係機関との連携を充実させます。	

基本目標1
健康で生きがいに満ちた暮らし

(2)
地域で取り組む健康チャレンジ

			セ	介護予防と連携した保健事業 保険年金課・地域包括ケア推進課	健康診査等の分析結果から把握した健康課題や高齢期の特性等、フレイル状態等を把握し、身近な場面で健康づくりへの参加や適切な医療サービス等につながるよう、地域の場等で普及啓発や情報提供等を行い、疾病の予防に努めます。	地域の場等を活用し健康情報の発信と普及啓発、必要な方への受診勧奨等を行います。	-	前年度の後期高齢者健康診断の結果から、低栄養状態のハイリスク者を抽出し、家庭訪問による個別の健康相談を行ったり、医療機関受診勧奨、高齢者よろず相談センターと連携して必要なサービスに繋げるなどしてフレイル状態の進行を防ぎました。	3	フレイル状態が進行している者の生活背景は様々であり高齢者の生活習慣の行動変容は容易でないため、一人一人に寄り添った計画と繰り返しの支援が必要であるが、結果が出にくいことが課題となっています。	高齢者よろず相談センター等地域の資源と連携し、個々にあった支援を検討したり、実践可能な行動目標を本人と考える機会を作ります。	
			ソ	健康相談	健康課	生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図ることを目的とした健康相談を実施します。	保健師、管理栄養士などが来所及び電話等にて個別相談を実施します。	-	平塚市健康増進計画（第2期）により進捗管理を行います。			
			タ	健康教育	健康課	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持増進を目的として、健康教育を実施します。	生活習慣病予防を目的として、専門医による健康講話、運動や食生活改善等に関する集団健康教育を実施します。がんへの知識の啓発を目的として、パソコンやスマートフォンから気軽にアクセスできるがん検診チェックサイトの普及を進めます。	-	平塚市健康増進計画（第2期）により進捗管理を行います。			
			チ	地区組織活動・健康づくり推進事業・栄養改善指導事業	健康課	地域の健康づくり活動を推進するための担い手を養成し運動・休養・食生活等に関する様々な事業を実施します。	公募による講座を実施し、地域の健康づくりの担い手である健康推進員及び食生活改善推進員を養成します。講座修了後は、平塚市健康推進員連絡協議会、平塚市食生活改善推進団体に加入して、市から委託された運動、休養、食生活等に関する様々な事業を実施します。市は育成講座を実施し、各推進員への情報提供や技術向上等を実施します。	-	平塚市健康増進計画（第2期）により進捗管理を行います。			
2 生涯現役社会における生きがいづくりの推進	(1) 地域における高齢者の生きがい・健康づくり	ア	ゆめクラブへの支援	高齢福祉課	ゆめクラブ湘南平塚と連携し、高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送る機会の一つとして活動を支援します。友愛訪問等の奉仕活動を充実させることにより地域での社会貢献を推進し、地域のクラブの魅力を高め、加入を促進します。	奉仕活動を充実させることにより、ゆめクラブの活動内容が広く市民に理解されるようPRに努めるとともに、魅力あるクラブとなるよう支援を行います。	奉仕活動延べ参加者数 2,850人	定例会等の場において女性委員の意見を聞きながらゆめクラブ湘南平塚と共に福祉大会やスポーツ大会などを開催することによりクラブ活動の活性化を図り、48の友愛チーム等により延べ12,821人（人数はR4年度実績）が奉仕活動に参加しました。	1	会員の高齢化が進み、クラブリーダーの担い手が不在であることを理由に解散するクラブが毎年度生じています。	引き続きゆめクラブ湘南平塚と会員の確保に向けた課題を話し合う場を設け、対応策の検討を進めます。	
		イ	高齢者の生きがいと健康づくり事業	高齢福祉課	ゆめクラブ湘南平塚に料理、手芸、音楽、リズム体操等の生きがい教室の開催及びクラブリーダーの育成事業を委託し、高齢者自らが生きがいづくりと健康づくりに取り組むことができるよう支援します。	毎年、開催する教室の内容を見直し、クラブ会員にとって楽しく生きがいになるような活動を行えるよう支援します。	延べ回数 31回 延べ参加者数 1,550人	ゆめクラブ湘南平塚の会員を対象とした生きがい教室を開催しました。ニーズを踏まえて開催回数の見直しを行い、音楽教室9回延べ129人、フラワーアレンジメント2回延べ24人、手芸教室6回延べ82人、リズム体操健康教室10回延べ400人。	2	クラブ役員の見軽負担や財源の確保を図りながら、継続して教養を高める活動を行えるように事業の適切な見直しが必要です。	会員のニーズを踏まえながらより多くの会員が学べる機会を設けられるよう、必要に応じて講座のテーマや会場等の見直しを行います。	
(2) 多様な働き方への支援		ア	ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク	高齢福祉課・産業振興課	ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、高齢者の多様な就労活動の機会創出に向け、シニア向けの就労支援セミナー及び個別相談会を開催します。	就労活動に役立つ講演やシニア世代の就労に積極的な企業及び介護施設の紹介等を行うほか、参加企業による個別相談会を設け、アクティビティをはじめ、就労を希望する高齢者がそれぞれにあった働き方で活躍できるよう就労支援を行います。	セミナー開催数 3回 延べ参加者数 90人	シニア向け就労支援セミナーを個別面談会（ハローワーク主催）と合同で2回開催。第1回（12月）は31人、第2回（3月）は33人、延べ64人の参加がありました。	2	高齢者が就労する機会を増やすために、多様な職種の企業に、より一層参加してもらう必要があります。	ハローワーク及び平塚市生きがい事業団とこれまでに連携し、それぞれのネットワークを活用し、いろいろな職種の企業にセミナーへの参加を促します。また、企業が参加しやすいよう開催時期について検討します。	
		イ	高齢者雇用及び就労支援情報の発信	産業振興課・高齢福祉課	高齢者雇用及び就労支援に関する法令や制度、また、国・県の関連施策等について、ハローワークや生きがい事業団等関係機関と連携を図りながら、「動労ひらつか」や本市ホームページ等により情報発信します。	「動労ひらつか」や本市ホームページ等により高齢者雇用及び就労支援情報の発信を行います。	「動労ひらつか」による周知 年1回以上	市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等により、事業所及び勤労者へ高齢者雇用及び就労支援情報を発信しました。	5	高齢者雇用及び就労支援情報について、事業主・求職者の双方に対して広く周知することが必要です。	「ひらつか労働ニュース」等を活用し、事業主・求職者の双方に対して、引き続き高齢者雇用及び就労支援情報の発信に努めます。	
		ウ	生きがい事業団への支援	高齢福祉課	平塚市生きがい事業団は、高齢者が豊かな知識や技術を社会に役立て、就業することにより積極的な社会参加、地域貢献をしていくことを目的として設置運営されています。	平塚市生きがい事業団では、説明会やセミナーの場を活用したアンケート調査を行うことでニーズを把握し、介護人材の派遣など社会のニーズに合わせた職種の受注拡大に向け引き続き検討を行います。また、市は平塚市生きがいで、議員の増員及び多様化する高齢者の就業機会の確保に向けた取組を支援します。	就業延べ 140,000人	令和5年度の就業者は、134,726人となりました。生きがい事業団では、R5.7月より毎月最終火曜日に「いきがいマシン」を開催し、会員に手作り品や野菜等を販売する機会を提供しました。市では、新規会員の積極的な高齢者や会員の資質向上のための取り組みなどにおいて必要な支援を行いました。	3	「高齢者等への雇用の安定等に関する法律」の改正による雇用年齢の5歳引き上げ等の社会情勢の変化により、新規会員の確保は難しく、会員は高齢化しています。	出張所やセミナーの拡充を図りながら、「平塚市生きがい事業団経営改革に係る構想」で示された「3つの取組」（社会ニーズの把握、既存事業及び新規事業の展開、ニーズ分析に基づくPRの強化）を徹底し、平塚市生きがい事業団が積極的に新規事業を開拓していくよう助言を行い、支援していきます。	
(1) 高齢者よろず相談センターの機能強化		ア	高齢者よろず相談センターの認知度の向上	地域包括ケア推進課	高齢化に伴う相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応するため、高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図ります。	高齢者よろず相談センターの認知度の向上を図るため、高齢者への周知を推進するとともに、民生委員等、高齢者の困りごとがあった際の相談相手になり得る者へ周知することも推進し、高齢者が支援を必要とする際に、自身の地区の高齢者よろず相談センターに滞りなく相談ができるよう体制を目指します。	相談件数 2,182件	相談件数 30,745件	4	民生委員児童委員の総会や勉強会に参加し、高齢者の困りごとの相談相手になり得る団体などと関係強化に努めている高齢者よろず相談センターがある一方、内部の体制作りを主にしている高齢者よろず相談センターがあり、対応に差があります。	基幹型包括支援センターを中心に、相談に関する後方支援を行い、高齢者よろず相談センターの機能強化を図ると共に、相談対応を平準化するための職員研修の充実を図ります。	
		イ	ケアマネジャーとの連携強化の支援	地域包括ケア推進課	介護保険サービスと生活支援サービスの切れ目のない利用支援を行うため、高齢者よろず相談センターとケアマネジャーとの連携強化を支援します。	高齢者の生活環境や健康状態等に応じて必要なサービス利用の支援や情報提供を行うため、要介護者にとって身近な相談者であるケアマネジャーの資質向上や連携を図る研修等を開催する高齢者よろず相談センターに対して支援します。	-	高齢者よろず相談センターが行う地域内のケアマネジャー支援の実施状況をヒアリングで確認しました。	3	昨年度に引き続き、主ケアマネジャー等への研修は行っているが、高齢者よろず相談センターが行う同行訪問や相談支援の数は地区ごとに差があります。	基幹型包括支援センターを中心に研修等を行い、高齢者よろず相談センターの平準化を図ります。	
		ウ	高齢者よろず相談センター向け研修	地域包括ケア推進課	各高齢者よろず相談センターが、地域の特性を活かしながらも、相談者に対する支援を均一化できるように、相談及び支援をする上で必要な知識を学ぶ研修会を開催します。	高齢者よろず相談センターの管理者と連携し、高齢者よろず相談センター職員向けの研修を開催します。	研修会開催回数 2回	研修の企画調整を委託している平塚市在宅医療・介護連携支援センターと連携を図りながら、職種別、職階別の研修を8回実施しました。	5	対面による研修だと、高齢者よろず相談センターの事務所が手薄になってしまったため、オンライン開催を希望する声がある一方で、対面でのグループワークは情報共有や顔の見える関係がつけられるため、有意義との声もあります。	研修テーマや開催方法について、高齢者よろず相談センター職員の意見を取り入れながら、引き続き研修を実施し、高齢者よろず相談センターの機能強化を図っていきます。	
		エ	講座及びサロンの開催支援	地域包括ケア推進課	各高齢者よろず相談センターの独自の取組である介護予防や健康講座、高齢者のふれあいの場づくりや、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、閉じこもりを予防するサロンの開催を支援します。	高齢者よろず相談センターで新規に開催する教室や講座、サロンの立ち上げ・開催に向けて必要に応じた支援を行います。	講座・サロン開催支援回数 52回	音楽療法士の方を講師に迎えて介護予防の交流を開催したり、医師や薬剤師、介護事業所の方々と交流会サロンを開いたり、外部からの参加者を交えて、その高齢者よろず相談センターも活発にサロンを行うことができました。包括直営サロンの数：26か所	3	既存のサロンは活動が活発になってきたが、新規の立ち上げが少ないです。参加者が固定化されないよう気を配る必要があります。	各高齢者よろず相談センターに、新規サロンの開拓や閉じこもりぎみの高齢者の参加率を上げるよう啓発していきます。	
1 地域ネットワークの充実		オ	地域包括支援センターの運営支援	地域包括ケア推進課	地域包括支援センター運営協議会により、高齢者よろず相談センターの適切な運営、公正、中立性の確保や評価に努めます。	適切な会議運営を行い、包括支援センターの運営を支援します。	開催回数 3回	令和5年度は、地域包括支援センター運営協議会を3回（7月、11月、3月）開催しました。協議会では、地域包括支援センターの事業計画や活動報告等へ御意見をいただき、高齢者よろず相談センターの適切な運営等につなげました。また、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画【第9期】）の策定や基幹型地域包括支援センターの設置に向けて御意見をいただくなど、運営の支援につなげました。	3	更なる地域包括ケアシステムの推進に向けては、高齢者よろず相談センターの運営支援を拡充していく必要があります。	高齢者よろず相談センターの適切な運営に当たっては、引き続き、協議会からの御意見を踏まえ、支援の拡充に向けた取組を推進していきます。	

(2) 地域資源との連携強化	カ	事業者指導の実施	地域包括ケア推進課	介護予防支援事業者である市内の高齢者よろず相談センターに対し、集団指導講習会、実地指導等を通じて、法令遵守の周知徹底、サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。	地域包括支援センター運営協議会の意見等を参考に、施設長会議や管理者連絡会等を通じて、実地指導を含めた適切な指導を行います。	実地指導箇所 2か所	集団指導講習会1回開催し、高齢者よろず相談センターひらつかにし及びみなへ実地指導を実施しました。	3	書類のまとめ方などにも高齢者よろず相談センターよろず相談センターによってバラつきがあり、指摘事項の数にも差がありました。	基幹型包括支援センターを中心に、各高齢者よろず相談センターの平準化を図ります。	
	キ	基幹型（機能強化型）センターの設置検討	地域包括ケア推進課	市内包括支援センターの全体調整や研修等の取りまとめ、権利擁護業務等を強化し、他のセンターの後方支援を行うことのできる基幹型センターの設置を検討します。	他市町村の動向や行内再編等の支援体制を整理し、包括支援センターの機能強化を目的とした基幹型センターの設置に向けた検討、準備を行います。	-	神奈川県主催の地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業（フォローアップ）等により基幹型センターの設置について具体的な課題を検討し、直営で基幹型センターを設置することに決めました。	5	令和6年10月設置に向けた準備が必要です。	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の3職種で設置に向け準備をします。	
	ア	地域のネットワークの構築	福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課	それぞれの地域で特性に合った課題について自主的な協議で解決できる仕組みを、多様な主体が連携を図りながら構築していきます。	地域の住民が自らの意思で支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組めます。	第2層地域協議体の開催数 67回	協議体開催63回	2	よろず相談センターによって開催回数に差があり、コロナ前の目標にはまだ届いていません。	各よろず相談センターに基幹型包括支援センターの職員が訪問し、開業状態をヒアリングしたのち開催について助言を行っています。	
	イ	地域ケア会議の開催	地域包括ケア推進課	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた1つの手法である地域ケア会議を開催します。	高齢者個人の課題解決及び、顕在化された地域特有の課題解決を図るための会議を高齢者よろず相談センターが開催します。市は、研修等の実施により、適宜高齢者よろず相談センターを支援することで、会議の開催を促進します。また、市全体の課題等を議論する会議を地域包括支援センター運営協議会内で開催します。	小地域ケア会議開催数 50回	小地域ケア会議開催46回	2	各高齢者よろず相談センターの会議の開催数にバラつきがあり、会議を開催するにあたって、手順や方法の確認、支援をし、高齢者よろず相談センター間の開催数の差を少なくする必要があります。	基幹型包括支援センターの職員が各高齢者よろず相談センターを訪問し、開催支援を行います。	
	ウ	町内福祉村事業	福祉総務課	地域住民と行政の協働により町内福祉村を各地域に設置し、地域福祉の理念である地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進します。	現在18地区に設置されている町内福祉村を市内全域の25地区に順次設置することを目標に、各種団体と連携し、町内福祉村の設置及び既存福祉村の運営を支援します。	ボランティア登録者数 50人増	ボランティア登録者数 50人増 （令和4年度と比較し、約152回増） ・参加者数 79,907人 （令和4年度と比較し、約4,651人増）	3	既設18地区の町内福祉村の活動活性化の支援を通じて、住民主体のふれあい交流活動が行われ、ふれあい交流活動の開催回数及び参加者数が令和4年度を上回り、地域福祉が推進されました。 ・開催回数 7,999回 （令和4年度と比較し、約152回増） ・参加者数 79,907人 （令和4年度と比較し、約4,651人増）	各町内福祉村において、ボランティアの高齢化が直近の課題となっており、参加ボランティアの拡大（維持）について、町内福祉村の意義を伝えていきます。また、会長会議や部会、種々のツールを用いて登録ボランティアの拡充を目指します。	町内福祉村が未設置の地区に対して、説明会を開催するなど、町内福祉村の意義を伝えていきます。また、会長会議や部会、種々のツールを用いて登録ボランティアの拡充を目指します。
	ア	在宅医療・介護の連携支援	地域包括ケア推進課	在宅医療介護連携推進協議会を開催し、医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、医療と介護の連携に係る課題の抽出及び課題解決に向けた取組を検討します。協議会での検討結果を生かし、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。	医療・介護、福祉関係機関への調査等により把握された課題について、解決に向けて必要な取組を検討し、市や在宅医療・介護連携支援センターの事業内容に反映していきます。	開催回数 3回	在宅医療介護連携推進協議会を3回開催し、医療・介護関係機関同士の情報共有を図るとともに、在宅介護生活サポート事業や認知症施策の今後の方向性について意見交換を行い、了承を頂きました。また、あんしんファイルも普及させるため、各事業所へ普及も兼ねたアンケート調査を行い、医療・介護関係者の勉強会で周知を行いました。	4	医療・介護を必要とする高齢者の増加に伴い、高齢者施設からの救急搬送が年々増加しています。施設から救急隊への引継ぎがスムーズにされず、搬送への遅れや、救急車の待機時間が長くなることで、他の緊急出動への対応に支障ができてしまっています。	高齢者施設から救急隊への引継ぎがスムーズに行われるよう、「救急連絡シート」の普及啓発や、緊急時の対応方法についての研修等を行います。	
	イ	地域における医療と介護の連携	地域包括ケア推進課	医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進します。また、要介護（要支援）者の主治医とケアマネジャーのため、市や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等と、医療機関とのネットワークづくりの支援や、情報共有を目的としたツールの活用及び見直しを行います。	「ひらつか地域介護システム会議」の居宅介護支援連絡会を中心に医療と介護の連携を図る仕組みづくりを進めるとともに、居宅介護支援事業者への集団指導講習会において、入院時情報提供書・退院時情報収集書の周知により、一層の普及に努めることで在宅ケアを推進します。	-	平塚市在宅医療・介護連携支援センターが居宅介護支援連絡会や平塚中部薬剤師会、市内急性期病院と合同で研修を開催し、医療職と介護職が相互に理解、連携できる研修等を実施しました。	3	医療職と介護職が相互に理解、連携できる研修に参加できる職員に限りがあります。	オンライン開催やアーカイブ配信により、時間や場所を選ばない開催方法を検討します。	
ウ	医療機関とのネットワークづくりの推進	地域包括ケア推進課	医療、介護、生活支援サービスを切れ目なく提供し、入院から退院、在宅への生活の移行が円滑にできるようにするため、市や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等と、医療機関とのネットワークづくりの支援や、情報共有を目的としたツールの活用及び見直しを行います。	ひらつか安心ファイルやひらつかあんしんカード、入院時退院時情報提供書を活用して、高齢者の入退院時に病院、在宅医、ケアマネジャー等の関係機関や親族等が情報交換・共有できる体制を築きます。また、ICTツールの導入について研究し、効果的な情報共有の在り方を関係機関と検討します。	-	令和5年度はひらつか安心ファイルを居宅介護支援事業所などを通じて394冊を配布し、活用しました。また、高齢者施設等の救急医療に関する検討会を2回開催し、情報連携ツールの「救急連絡シート」についての協議や課題を共有しました。	4	高齢者施設と救急をつなぐ「救急連絡シート」やそれに類するものがない施設や、適切に活用されていない施設がありました。	「救急連絡シート」の普及啓発や、適切な利用を促すための研修会等を実施を検討します。		
エ	在宅医療・介護連携支援センターの充実	地域包括ケア推進課	医療・介護関係者からの相談に適切な対応ができるよう、人材確保を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関の協力を得て、運営を行います。	職員のスキルを高めるために、関係団体の会議や研修に参加し、知識の習得及び相談体制の充実を図ります。	研修開催回数 2回	平塚市在宅医療・介護連携支援センター職員のスキルを高めるために、必要情報の共有や研修会への参加を促しました。合計で9回の研修等に参加し、知識の習得及び相談体制の充実を図りました。	5	平塚保健福祉事務所や近隣の市町村、医療機関とのつながりを更に深めていく必要があります。	今後も、必要な情報の共有や研修会への参加を促し、職員の質の確保に取り組めます。		
オ	地域の医療・介護資源の把握及び情報提供	地域包括ケア推進課	医療や介護に係る地域資源の把握及び情報整理を行い、市民や医療・介護等の関係者が必要に応じて活用できるような情報提供を行います。	日常生活圏域ごとに地域資源の情報を整理します。ホームページでは地図情報等と合わせて情報提供します。	-	介護タクシー・福祉有償運送情報や医療対応が可能な介護サービス一覧（以下、「医療対応一覧」といいます。）を平塚市在宅医療・介護連携支援センターのホームページに公開しました。介護タクシー・福祉有償運送情報の調査では、掲載に協力してもらえなかった地域だけでなく、電話による愚問答も発生しました。医療対応一覧では、新たに住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を掲載し、充実を図りました。また、「ひらつかわくわくマップ」により、医療機関や介護事業所などを地図情報と合わせて情報提供を行いました。	4	医療対応一覧について、探したい情報がなかなか見つからないという声があがっています。	医療対応一覧について、利用する方の声を聞きながら、レイアウト等の変更を検討します。		
カ	医療・介護従事者向け研修の開催及び開催支援	地域包括ケア推進課	医療・介護従事者向けに相互理解やスキルアップを図るための研修会等を関係機関と開催します。	医療・介護に携わる専門職が相互の専門性や関連制度を理解し、顔の見える関係づくりができるよう情報交換会や多職種連携研修を開催します。また、地域の医療提供体制や在宅医療の現状について理解を深め、在宅での看取りに必要な知識が得られる機会を増やします。	研修開催回数 10回	多職種を対象とした在宅看取りの研修会や、病院職員向けに介護施設での役割を知ってもらう機会を設けるなど、医療・介護に携わる専門職の研修会等を10回開催しました。	3	業務の都合で、日中の研修参加が難しい職種があり、参加する職員に限られている現状です。	オンライン開催やアーカイブ配信により、時間や場所を選ばない開催方法を検討します。		
キ	市民への普及啓発の実施	地域包括ケア推進課	高齢者とその家族に対し、在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発を行い、「若い」やその先にある「終末期」をどのように迎えるか考える機会を設けます。また、医療や介護サービスの導入が必要になった場合の選択や対応方法の認知度を高めます。	市民向け講演会や交流会を開催するとともに、高齢者よろず相談センター、地域の関係団体等と連携し、リーフレット等を活用して通いの場（サロン）等での普及啓発の機会を増やします。	講演会等の開催回数 4回	ACPをテーマにした講演会を5回実施しました。新型コロナウイルス感染症が5類になり、オンライン対応が難しい高齢の方も多かったため、全て対面で実施しました。申込み方法については、電話やFAXに加え、Webにするなど、裾野を広げました。	4	参加者の割合は、高齢者が多く占めていますが、ご家族にも参加していただくことで、より効果的に普及啓発ができると思われるため、ご家族の参加人数を増やすことが課題です。	講演会の開催日を土日や複数回に分けるなど、より多くの方に参加してもらえるよう検討します。		
ク	在宅介護生活サポート事業	地域包括ケア推進課	在宅生活の延伸や在宅における看取りを支えるため、市民への情報提供を行うとともに、地域の在宅医療で介護関係者の連携を推進するためのサポート事業を検討し、展開します。	住み慣れた地域、住みいで人生の最期を迎えるためには、医療職・介護職が連携してサポートすることが重要です。看取り期に焦点をあてた在宅生活における留意点や必要な支援、対応の仕方などを分かりやすく紹介するサポートガイド等のツールについて研究・作成します。	-	ワーキングチームによる会議を5回開催し、「ひらつか在宅介護生活サポートガイド」及び「ひらつか在宅介護生活サポートガイドの使い方」を作成しました。また、ワーキングチームの中で、ひらつか在宅介護生活サポートガイドの普及や研修の方向性について議論しました。	4	ひらつか在宅介護生活サポートガイドの適切な使い方の周知が今後の課題です。	医療職・介護職向けにひらつか在宅介護生活サポートガイドを周知するとともに、適切な使い方の研修等を実施します。		

基本目標2 住み慣れた地域で安心のある生活	3 認知症支援策の推進	(1) 認知症理解のための普及・啓発	ア	市民への普及啓発・本人発信の支援	高齢福祉課	市民に対して認知症状やその予防策、発症した際の対応方法、認知症の方やその家族への対応方法などの理解を推進します。また、地域をはじめとしたさまざまな機会において、認知症に関する普及啓発と本人からの情報発信を推進します。	市民向け講演会や認知症カフェ交流会を開催し、本人からの情報発信を推進するとともに、高齢者よろず相談センターや地域の関係団体等と連携し、リーフレットやケアブック等を活用して地域における通いの場（サロン）等での普及啓発と本人の活躍及び情報発信の機会を増やします。	講演会開催回数 1回 交流会開催回数 1回	講演会（市民公開講座）開催回数 1回 脳とからだの体操リーダー交流会 1回 TOKAIグローバルフェスタ 出展 ベルマールホームゲームイベント 出展	4	知名度の高い講師に講演会を依頼したことにより定員を超える申し込みがありました。また幅広い世代を対象としたイベントに出展することにより、若い世代への普及・啓発を実施することができました。さらなる普及・啓発を図るため、内容や周知方法を工夫することが課題です。	認知症地域支援推進員やチームオレンジ等のボランティア、認知症本人等と意見交換しながら内容や周知方法を検討します。
			イ	認知症サポーター及びチームオレンジメンバーの養成	高齢福祉課	認知症サポーター養成講座及び上級研修であるチームオレンジ研修を開催し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーター及び認知症支援のボランティアとして活動していただくチームオレンジメンバー（上級研修修了者）の養成を行うことで、認知症への理解の普及を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。	認知症サポーター養成講座を地域住民や教師、児童や生徒などを対象に公民館や学校等で開催します。また、企業や電気、ガス、水道事業者や高齢者が利用する商店などに向けて認知症サポーター養成講座の開催を推進します。併せて認知症サポーターを対象にチームオレンジ研修を開催します。	サポーター養成講座開催回数 42回 サポーター養成者数 1,260人 チームオレンジ研修開催回数 13回 チームオレンジメンバー養成者数 130人	サポーター養成講座開催回数 67回 サポーター養成者数 1,455人 チームオレンジ研修開催回数 14回 チームオレンジメンバー養成者数 95人	3	サポーター養成講座、チームオレンジ研修とともに、働く世代の受講者が少ないことが課題となっています。	受講しやすい時間帯や内容等の工夫します。
	(2) 認知症予防施策の充実	ア	脳とからだの体操リーダーの養成	高齢福祉課	認知症予防策を普及啓発するための講師を養成する教室を開催します。	認知症を予防するための脳と身体を使った講座を地域において普及するためのリーダーを養成する教室を、健康チャレンジリーダー養成講座や認知症サポーター養成講座修了者を対象に開催します（3日間で1講座）。また、リーダー同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。	開催講座数 2講座 修了者数 30人	開催講座数 2講座 修了者数 20人	2	活動内容が難しいという印象を与えてしまうなど、講座の受講希望者が減少していることが課題です。	興味をもっていただけるような名称や内容、周知方法を検討します。	
		イ	脳いきいき講座事業	高齢福祉課	認知機能検査の結果、認知機能の低下のおそれがある高齢者に対し、認知症予防を目的に身体を動かしながら脳を刺激するプログラムを実施します。	認知講座（頭を使った課題）と運動課題（身体を使った課題）を両方同時に行うプログラムに取り組むことにより、加齢とともに低下しやすい記憶、認知機能等を向上させる効果が望める事業を開催しています。	延べ開催数 2回 延べ参加者 40人	開催数 2クール（1クール12回） 参加者 32人	3	MC Iの相当の方を発掘し、初期の段階で支援につなげることで課題です。	継続して認知症地域支援推進員が認知機能検査を実施し、MC I相当の方の発掘を行うだけでなく、後期高齢者健診の結果から対象者を抽出するなどの工夫が必要です。	
	(3) 認知症に対する早期対応体制の整備	ア	若年性認知症を含めた相談支援	高齢福祉課	認知症を予防するために、また、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症地域支援推進員が常駐する高齢者よろず相談センターが若年性認知症を含めた認知症相談窓口として対応します。	高齢者よろず相談センターが認知症の相談窓口として対応するとともに、認知症地域支援推進員が地域の実情に応じて認知症支援向上を推進します。	認知症に関する相談件数 3,300件	認知症に関する相談件数 5,298件	4	認知症の恐れがある方や認知機能が低下してしまっている方を、早期に把握、早期からの支援をしていくことが課題です。	認知症地域支援推進員の周知を広く開催している各教室、地域行事等で継続して実施していく必要があります。また地域で認知機能検査を毎年実施し、対象者が年に1回継続的に実施することで認知機能低下が低下した方の早期把握及び支援につなげていきます。	
		イ	認知症初期集中支援事業	高齢福祉課	医師や看護師等を含めた認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員と連携して認知症の方や家族に関わりを持ち、アセスメントや家族支援等により認知症状態に対して早期発見、早期対応を図ります。	認知症専門医の指揮の下、複数の医療と介護の専門職で構成するチーム員と認知症地域支援推進員とが連携して認知症の方、又は認知症が疑われる方やその家族を訪問し、観察評価を行う上で、早期に認知症の鑑別診断や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。また、地域の医療機関等とも連携し、認知症の適切な治療につなげ自立生活をサポートする体制を確立します。	-	チーム員、地域包括支援センター及び市と協力し、認知症の方及び家族の発掘・支援に取り組みしました。	3	早期発見・早期支援、また対象者だけでなく、家族支援が課題となっています。	早期支援ができるように、認知初期支援チーム、認知症地域支援推進員及び市の協力体制を強化して事業内容を充実させていきます。	
		ウ	認知機能検査の実施	高齢福祉課	認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気づき、予防に繋がります。	高齢者よろず相談センターにて、相談者（プログラム実施希望者）に認知機能検査を実施し、相談者本人が早期に認知機能の低下に気づき、予防活動や適切な医療機関への受診に繋がります。	延べ参加人数 910人	認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気づき、予防に繋がります。 参加人数973人	4	早期発見・早期支援ができるように、継続的に実施することが必要です。	年に1回は実施し、毎年継続的に認知機能を確認し、早期発見につなげます。	
		イ	チームオレンジの体制整備	高齢福祉課	認知症高齢者を地域で支えるための仕組みとして、チームオレンジの体制づくりを推進します。	認知症サポーター上級研修修了者（チームオレンジメンバー）の各圏域チームによる、認知症の人や家族に対する（外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く等の）生活面の支援を行います。認知症の人もメンバーとしてチームに参加してもらえよう体制づくりをすすめていきます。	支援の活動圏域数 13か所	支援の活動圏域数 13か所	3	活動中に、認知症本人の声を取り入れることが課題です。	認知症本人の声を取り入れ、ともに活動できるように、体制づくりを進めます。	
	(4) 認知症高齢者の見守り支援	ウ	企業との協定に基づく地域見守り活動の促進	高齢福祉課	見守り活動の一つとして、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさげね見守り、何らかの業種の「気づき」を市へ通報し、地域を見守る協定を市内事業者と結び、市民が住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らし続けることのできる街づくりを推進します。	地域での「気づき」による見守り活動を継続するとともに、より多くの事業者が地域見守り活動に参加しやすくなるような仕組みづくりを検討します。	協定締結数 15か所	令和4年度までに16件17事業者の協定締結をし、令和5年度は新たに1事業者と協定を締結しました。また、協定締結事業者から8件の通報があり、安否確認を行いました。	3	締結先から通報件数実績が上がらないことから、協定締結事業者への定期的な協定内容の周知等について検討する必要があります。	他市の取組状況を研究することに加え、協定締結事業者と情報共有を行い、現状把握に努めます。	
		エ	認知症等行方不明SOSネットワークシステム	高齢福祉課	認知症等により一人歩きのおそれがある高齢者について事前に必要事項を登録し、行方がわからなくなってしまった場合に、市が警察署や高齢者よろず相談センター、タクシー会社、郵便局等の協力機関に情報提供を呼びかけ、いち早く保護することに努めます。	登録者の増加に努めるとともに、登録情報や捜索情報の提供先及び利用の仕方を検討し、見守りの充実へ繋がります。	登録者数 300人	認知症等によりひとり歩き（徘徊行動）をする又は、その可能性がある高齢者について、申請によって認知症等行方不明SOSネットワークシステムへの登録を行い、行方不明時に捜索依頼を行いました。令和5年度末の登録者数210人。併せてGPS貸出サービスもSOS申請のあった都度PRしました。	2	行方不明の方をより早い発見へとつなげるためには、GPSを利用した捜索が必要です。	見守りが必要な方の状況を踏まえながら、SOSネットワークのみの申請者にも、GPSの貸出しサービス利用が好ましいと判断される場合に提案することを行っています。	
		オ	認知症等行方不明SOS見守りGPS貸与事業	高齢福祉課	認知症等行方不明SOSネットワークシステムに登録している高齢者のうち、希望者にGPS機能付き機器を貸与し、事業者に行方不明時の位置探査を依頼することで早期発見を促します。	より使いやすいICT機器の導入を検討するとともに、事業のPRに努め、利用者の増加を目指します。	利用者数 50人	新機種（日常生活情報提供付機器）の導入に伴い、新規契約を停止しています。 令和5年度未時点での契約者数（利用者）1人	3	新機種は旧機種と比較して、小型軽量機器となり、携帯時の負担の軽減につながりました。又、令和6年度末で委託事業者から旧機種の事業撤退との通知がありました。	新機種利用者数に向けて、PR強化を図ります。旧機種の既利用者に対し新機種への変更誘導及び、新規のSOSネットワークシステムの申込み申込者に新機種利用をPRします。	
		カ	認知症個人賠償責任補償制度	高齢福祉課	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用している高齢者を被保険者として、本人が外出時などに他人の財物を壊したり、他人にケガをさせたことなどで法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる制度を導入します。	認知症等行方不明SOS見守りGPSを利用している方に認知症個人賠償責任補償制度が付帯される仕組みの導入を目指します。	契約者数 40人	令和3年度から認知症個人賠償責任補償制度が付帯される仕組み（保険付GPS機器）の導入を行い、令和5年度中には10件の新規契約があり、計26件の契約となりました。	2	賠償補償付き機器を使用することによって、利用者家族や関係者の心理的負担の軽減につながり、有事には経済的負担を支援することができます。	新規のSOSネットワークシステムのみ申込者に新機種利用をPRします。	
		キ	認知症カフェの設置と支援	高齢福祉課	認知症の方やその家族が地域の方や専門家と相互に情報交換し、お互いを理解しあう場として、安心して集える居場所を提供します。	圏域に地域の実情に合わせて認知症カフェの設置を目指します。また、広報活動を行うことや認知症カフェ運営団体同士で活動等の情報共有ができるよう交流会を開催します。	新設カフェ 1か所 交流会開催数 1回	新設カフェ 6か所 交流会開催数 1回	4	認知症本人が参加しやすいような内容や周知方法の検討が必要で課題です。	認知症本人の声を取り入れた内容を実施できるように、交流会等を通して支援します。	
		ア	お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）事業	高齢福祉課	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ帯及び日中独居高齢者世帯に属する方に多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守りと、歩数計機能を利用した健康増進に取り組めます。	利用者の歩数データを管理し、健康増進につなげます。また、機器を通じた毎日の見守りにより、見守る側の安心も確保します。	設置数 410件	事業対象者に対し多機能の機器を貸与し、事業者や家族による毎日の見守り及び歩数計機能を利用した健康増進を図りました。 令和5年度延設数は268件ですが、利用者の安否確認を滞りなく行うことが出来ました。	2	原則市内に居住している「見守り協力員」を2-3名登録することが必要だが、市内に親族等がないなどの理由により、その確保が難しいことが問題として挙げられます。また、今後も新機種開発による現行機種の販売終了の可能性や、新たなサービス導入検討などが課題となります。	他の業者が扱う機器に移行することも視野に入れつつ、新機種及び新サービスの研究を続けます。なお、仮に他の業者が扱う機器に移行する場合は、現行機器利用者が不利益を被ることが無いよう、手続に係る委託費用等、必要な予算確保を行いたいと考えます。	

4 高齢者生活支援体制の構築	(1) 生活の安心・安全確保	イ	在宅時緊急通報システム事業	高齢福祉課	緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、見守りセンサーの機能を持った緊急通報システム用機器を貸出し、委託先の受信センターが24時間対応できる緊急通報体制を確立して、日常生活の安全を確保します。	ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤独死の防止を図ります。	設置者数 160人	見守りセンサー機能を持った機器を貸出し、緊急対応が必要な発作を頻発する可能性のあるひとり暮らし高齢者等の見守り体制を強化し、孤独死の防止を図ります。 令和5年度延設設置数は72件ですが、利用者の安否確認を遅滞なく行うことが出来ました。	2	利用者が年々減少しています。原則市内に居住している「見守り協力員」を2〜3名登録することが必要だが、市内に親族等がいけないなどの理由により、その確保が難しいことが問題として挙げられます。また、今後も、新たなサービス導入検討などが課題となります。	利用者減少の要因を探るとともに、事業を広く周知していきます。また、新機種及び新サービスの研究を続けます。	
		カ	軽作業代行事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活における軽作業等（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）の援助を行うことにより在宅生活の継続を支援します。	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況を考慮し、介護保険適用外のサービスとして軽作業を代行し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者数 110人 延べ利用時間 660時間	抽層高齢者等を対象に、日常生活における軽度な作業（非日常的な掃除、草むしり・枝払い）について援助し、在宅生活の支援を行いました。 令和5年度延設利用者数は61人、延べ利用時間は244時間となり、まだコロナ禍による利用控えがあったと考えられます。しかしながら、リピーターも多い事業であるため、当初の目的は達成できていると考えます。	2	引き続き、サービス単価の値上げに伴う、利用者及び市の負担額の方について検討をしていく必要があります。	更に他市町村の高齢者向け生活支援サービス等の情報（事業内容・負担額とその推移等）を収集し、比較・検討を重ねていきます。	
		キ	通院介助事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、高齢者の通院の機会を確保し、在宅生活の継続を支援します。	サービスを提供しつつ、高齢者のニーズや地域資源の状況を考慮し、介護保険適用外のサービスとして通院介助を実施し、高齢者の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者人数 14人 延べ利用時間 140時間	医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図りました。 5年度延設利用者数は29人、延べ利用時間は58時間です。	2	本事業は、介護保険（身体介護、生活介護）に含まれない事例を対象としてきましたが、利用登録者が少ないため、今後も事業内容の検討と併せて周知活動（広報掲載等）が必要です。	他市の事例等の情報を収集し、新総合事業との整合について、事業内容(利用可能回数・時間等も含む)を介護保険課・地域包括ケア推進課と協議をしながら検討・比較します。更に今後も新総合事業における厚労省の動向等注視していきます。また広報掲載等の周知活動も進めます。	
		ク	高齢者・障がい者のごみの戸別収集事業	収集業務課	高齢者や障がい者で、ごみを集積所に運ぶことができない世帯を対象に、週1回戸別に可燃ごみ、不燃ごみ、資源再生物の収集を行います。	ごみを戸別に収集するとともに安否確認を実施します。	利用者 100人	福祉部局と連携を図り、収集開始や緊急連絡の迅速な対応に努めます。利用者178人	4	収集に向った際、ごみの搬出がなく、声掛けにも応答がないため、即時に安否確認ができないケースがありました。		不在にする場合や利用状況に変更がある場合には速やかに連絡してもらおう、地域包括支援センターや福祉部局（高齢福祉課、障がい福祉課）との情報共有に努めます。
		ケ	福祉有償運送事業	福祉総務課	介護を必要とする高齢者や障がい者など公共交通機関を使用し移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを含む外出を支援するため、福祉有償運送の充実を図ります。	利用者向けの積極的な制度周知に努めます。また、事業所のドライバー確保の一助になるよう、本市が開催する安全運転講習会の積極的な活用を呼びかけます。		利用者向けにホームページや窓口での周知のほか、各公民館でのチラシの配架やよろず相談センターへの情報提供を行いました。また、事業者に対しては、事業運営に関する助言や情報提供、県の研修会の案内などを行ったほか、運転者の受講が必要である運転者講習会の受講費用に対して、令和6年度から支援できるよう補助要綱の見直しを行いました。	3	利用者向けの制度周知について、工夫する必要があります。また、施設送迎や定期通院などのニーズが高く、福祉有償運送はタクシーの概ね半額から8割程度で運送を行っていることから、事業の安定実施に向けて支援が必要です。	利用者向けの制度周知について、利用対象者が分かりやすい情報提供の方法を検討します。また、事業の安定実施に向けて引き続き既存の支援を継続するとともに、事業の安定化に向け、新たな支援を検討します。	
		コ	住民主体地域内移送推進事業	福祉総務課	地域住民が主体的に実施する、高齢者や障がい者など自力移動困難者等を対象とした地域内における移送を推進することで、自力移動困難者の外出機会、社会参加機会の拡大を図り、地域福祉の増進と高齢者の介護予防を図ります。	住民が主体となって地域内での移送支援を検討する際、各種情報提供や国、県との調整などについて後方支援を行います。	地域内移送支援地区数 延べ3か所	事業実施継続中の2地区に加え、新たに1地区で本格運行を開始しました。また、実施団体との意見交換会において、地区の課題等の情報共有を行うと共に、今後の支援について検討しました。	3	事業に継続性を持たせるため、ボランティア運転手の確保が必須となります。また、運転時の安全性の確保や実施地区の拡大のための事業周知なども必要です。	事業実施地区との意見交換会等を通じて、実施中の課題やニーズ等の情報共有を行うと共に、地域内移送と既存の事業との連携なども検討します。また、事業を実施していない地域における事業周知及び運転ボランティアの確保に向けた事業PRを更に進めることで、市内の事業拡充を目指します。	
		カ	ノンステップバス推進事業	交通政策課	高齢者や障がい者等のバスを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を推進します。	バス事業者によるノンステップバスの導入を支援します。	-	事業者がノンステップバスを導入する際に、導入経費の一部を国と協調して補助を行う制度を設け、ノンステップバスの導入促進を図りました。本制度を活用し、2台のノンステップバスが導入されました。また、県にバス事業者の車両導入経費に対する支援制度の創設について要望を行い、近隣市への導入促進の働きかけを行いました。	3	バリアフリー法の改正に伴い、ノンステップバス導入目標（令和7年度までに約80%とする）が示されました。また、脱炭素社会の実現に向けた車両導入を促進するため、ノンステップタイプの電気バス車両の導入支援が求められる。バリアフリーと環境両方の方の目標を達成するためには、厳しい財政状況の中でバス事業者を支援する予算を確保する必要があります。	バリアフリーの推進と脱炭素社会の実現のため、国や県の電気バス導入支援に加えて、ノンステップタイプの電気バス車両の導入補助を行うことにより、運行事業者によるノンステップタイプの電気バス導入の促進を図ります。	
		シ	ユニバーサルデザインタクシー推進事業	交通政策課	高齢者や障がい者等のタクシーを利用した移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。	タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	-	事業者がユニバーサルデザイン（UD）タクシーを導入する際に、導入経費の一部を国と協調して補助を行う制度を設け、UDタクシーの導入促進を図りましたが、国の補助制度の運用変更等により、本制度を活用した導入は見送られました。また、本制度を活用しない形で、事業者の企業努力により計4台導入されました。	1	バリアフリー法の改正に伴い、UDタクシー導入目標（令和7年度までに県内で約25%とする）が示されました。目標を達成するためには、国の補助に加えた支援が必要であることから、本市制度を見直し、厳しい財政状況の中でタクシー事業者を支援する予算を確保する必要があります。	令和6年度の支援に向け、国の補助制度の適用に合わせて、本市補助制度の見直しをすると共に、タクシー事業者に対しては、本市の補助がない場合においてもUDタクシーの導入も視野に事業の理解を求めています。	
		ス	高齢者サービス情報提供の充実	高齢福祉課	現在広報ひらつか、ホームページ、ガイドブック等を通じて高齢者サービス情報の周知を行っていますが、適宜新しい手段を用いて、効果的な広報を行っています。また、高齢者よろず相談センターや各種窓口で必要な情報に触れられるように、市民にアプローチできる場所に働きかけていきます。	現在の広報手段について、必要な情報を必要としている市民に、より効果的に届けられるよう検討します。また、新しい手法についても研究していきます。	「ガイドブック」の発行 1回	令和5年度版「高齢者のためのガイドブック」を発行し、高齢者や介護者向けサービス情報の周知を行いました。また、新しい手法については、高齢者向けスマートフォンアプリなど、広報や市のウェブサイトに限らないPR法の可能性について研究を進めています。	3	ホームページについて、情報検索しやすいページの作成を研究する必要があります。	他市町村のホームページ・ガイドブック等の情報収集と比較・検討をし、市民からの意見等も取り入れ反映して、分かりやすく見やすいガイドブック・ホームページとするよう引き続き対応します。	
		(2) 要介護者及び家族介護者への支援	ア	ふとん乾燥・丸洗い事業	高齢福祉課	在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、年10回の布団の乾燥と年2回の丸洗いのサービスを行い、健康で衛生的な生活を支援します。	高齢者のニーズの把握に努めつつ、より一層周知に努め、なたまきりの高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。	利用者数 30人 延べ実施枚数 240枚	在宅で生活し、寝具で過ごす時間が長く寝具の衛生を保つのが困難な高齢者に対し、布団乾燥（年10回）と丸洗い（年2回）のサービスを行いました。また、ふとん乾燥は144枚、ふとん丸洗いは41枚、計185枚です。また、配達時に入院・入所等で中止となった対象者を事業者から連絡ももらっています。	3	利用者登録者は年々増加しており、令和5年度末の登録者数は20人となっている。高齢者の在宅生活延伸のためには、事業を継続していく必要があります。	委託可能な事業者が非常に少ない（毎年、複数事業者に入札・見積依頼をしても事前には断られるが欠席や無回答）ため、事業継続に向け、受託事業者の意見等も聴取しながら、事業の方向性を検討していきます。
イ	ねたまきり高齢者等訪問理容・美容サービス		高齢福祉課	在宅のねたまきり高齢者等で、理髪店や美容院に行くことが困難な方に対し、訪問理容サービス及び訪問美容サービスの費用の一部を助成します。	高齢者のニーズの把握に努めつつ、ねたまきり高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。	交付者数 100人 延べ利用回数 220回	高齢者のニーズの把握に努めつつ、ねたまきり高齢者等の快適な在宅生活の継続を支援します。	5	業務委託契約締結先（3組合）から委託料見直し要望はなく、他事業者からの参入希望もなく、現状、大きな問題点等はありません。	在宅ねたまきり高齢者にとって必要な事業であり、年々ニーズも高まっているため、更に周知を図る対応をしています。		
ウ	家族介護用品支給事業		高齢福祉課	要介護認定で要介護と認定された高齢者が在宅で介護している家族（市民税非課税世帯）に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。	利用者の利便性を向上するために、事業内容の見直しを行います。また、全国的に継続要否が検討されている事業であるため、基準の改正及び体系の変更等、事業のあり方について適宜検討します。	-	対象者に対し紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。	3	対象者に対し紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。	国が任意事業（地域支援事業交付金）の対象から外すことを引き続き検討しているため、近い将来の事業廃止又は一般会計への移行等について検討し、おおよその方向付けをしています。		
エ	家族介護教室	高齢福祉課	高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催します。	介護に関する適切な技術を習得するとともに、介護者同士の交流・情報交換ができ心身ともにリフレッシュすることができる教室の開催を目指します。	-	高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する適切な知識及び技術を習得でき、介護負担の軽減につながる教室を開催しました。また、広報への定期的掲載等の対応をしました。 令和5年度は6回設定し、全6回開催されました。	5	高齢者を介護する家族等からの好評であり、R4年度の利用者数36名から55名へと大幅な伸びを示せたが、今後毎年着実に1割位ずつの伸びを図るための方法を検討していきます。	事業対象者への周知方法（広報ひらつかへの記事の定期的掲載、実施回数が増え、チラシ作成部数を増やす等）を引き続き検討していきます。			

				要介護・要支援状態の高齢者を介護している家族が、病 気、出産、事故、災害等で介護ができなくなり、介護保険 の給付の上限を超えて短期入所を利用せざるを得ないこと があります。その際、家族及び本人による全額実費負担が 困難な場合に、介護保険の短期入所の日数を含めて60日 を限度に、介護保険を利用した時と同じ程度の負担額で短 期入所できるように支援します。	引き続き事業を実施し、家族の急病や事故、災害等によ り在宅での介護が困難になった高齢の短期入所にかかる経済 的負担を軽減します。	利用者数 10人 延べ利用日数 80日	要介護・要支援状態の高齢者を介護している家族が、 病気等で介護ができなくなり、短期入所サービスを利用 した方の全てで、本人福祉法で規定されている「や むを得ない事由による措置」の対象者であったため本 事業の実績はありませんでした。	介護家族の高齢化や身寄りのない単身高齢者の増加により、 契約不在で長期に渡る短期入所サービスが必要となる事例 が増えていることから、負担の軽減だけでは対応しきれない 事例が多く見られ、本事業の利用につながっていません。	介護保険の給付の上限額を超えた部分の経済的負担を軽減す るニーズは薄れ、世帯全体の総合的支援ニーズが急速に高 まっています。事業資源の他事業へのシフトを含め検討を していく必要があります。	
			高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、 高齢者等の生活特性に配慮した特別養護老人ホーム、有料 老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サービス付き 高齢者向け住宅、軽費老人ホームなど多様な施設や住まい が整備されています。 高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業による多 様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。	医療・介護・住宅が連携した安心できる施設や住まいの整 備を図るため、これらの連携を重視した特別養護老人ホ ーム、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、サ ービス付き高齢者向け住宅等の整備を支援します。	-	第8期計画における特別養護老人ホームの増設と新設 に向けて、整備事業者と調整を行いました。	2	高齢者向けの福祉施設の整備が遅延しており、市内の待機者 数の解消にはまだ至っていません。	遅延している福祉施設の整備を進めていくことやショール ドから入所への転換が必要のため、施設整備が計画的 に進むよう支援します。	
			高齢者の住まいについての相談 体制づくり	公営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 等、様々な高齢者のニーズに応じた住まいの情報を市や高 齢者よろず相談センターにおいて提供できる体制を整備す るとともに、住まい探しの相談会を実施します。	神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の住 居ニーズや住宅改修の要望について、一次的な相談を行 える体制づくりに努めます。	相談会開催数 4回 相談者数 20人	神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の 住替えニーズや住宅改修の要望について、一次的な相 談を行える体制づくりのために、高齢者住まい探し相 談会を4回開催し19人の方の相談に乗りました。	相談者数はR3年度から増加しております。高齢者世帯の増加 傾向とともに住宅ニーズも増加し、多様化していると考え られます。また、相談会以外でも相談に未対応の方は増え ており、より一層の相談体制の整備を進める必要があります。	平塚市居住支援協議会設置の検討を進め、いつでも相談でき る体制整備を進めます。	
			高齢者賃貸住宅円滑入居事業	高齢者が住宅の賃貸契約を結ぶ際にネックとなる連帯保証 人、身元引受人、死亡に至った際の対応などの問題を解消 するための体制づくりに努めます。	神奈川県居住支援協議会等の関係団体と連携し、少額の本 人負担で連帯保証人や死亡時の諸手続き代行を行える体制 づくりや、高齢者よろず相談センター等と連携し、連帯保 証人を必要としない賃貸住宅の情報提供に努めます。	-	不動産協会、宅建協会、地主家主協会等の県内関係団 体と庁内関係課による「高齢者のための居住支援に関 する意見交換会」を初開催しました。また、神奈川県 居住支援協議会や居住支援法人と連携し、高齢者よ ろず相談センターや高齢福祉課を窓口とし、住まい探し に困難を抱えている高齢者への情報提供や住まい探し の支援を行いました。	黒内近隣市では市単位での居住支援協議会の設置が進んで いる（横浜、川崎、相模原、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、厚木、座 間）が、本市は未設置で地域の居住支援体制の整備が進んで いません。	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律」において、全ての市区町村における居住支援協議会 の設置が努力義務化されたことから、まちづくり政策部や都市 整備部と連携の上で、設置を検討していく。	
			高齢者が円滑 に入居できる 体制づくり	県営の高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に居住 する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、生 活援助員（ライフサポートアドバイザー）が安心確認や生 活相談等に応じます。	サービス付き高齢者向け住宅等を充実させる中で、公営の 高齢者世話付き住宅の意義について検証します。	-	令和3年度で事業廃止	令和3年度で事業廃止	令和3年度で事業廃止	
			市営住宅への高齢者居住支援	高齢者が市営住宅に入居しやすく、また市営住宅で生活が 続けられるように支援を行います。	高齢者が円滑に入居できるよう、市営住宅の入居者募集時 に高齢者等への優遇措置を引き続き実施するとともに、住 戸内の手すりやトイレ温水洗浄便座用の電源装置の拡充な ど、高齢者が安全で快適に生活できるように住環境の整備 に努めます。	高齢者等への優遇特 の設置 募集戸数1割程度	市営住宅への入居抽選の際、高齢者等が当選しやすくな るよう抽選回数を増やして入居事業を行った。又、 住戸内改善として、便所の手摺り洋間改修を行った。	3	なし	・高齢者等が当選しやすくなるよう抽選回数を増やした住宅 は2戸 ・住戸内改善は、便所の手摺（9戸）、洋間改修（9戸）
			養護老人ホームへの入所	居宅において生活することが困難な日常生活能力のある高 齢者が、経済上及び環境上の理由で他の施設を利用できな い場合に、市の措置で入所することができる施設です。自 立のために必要な指導及び訓練等の援助を行うことによ り、入所者の能力に応じた自立した生活の継続を支援しま す。	福祉や医療等の専門家で構成される養護老人ホーム入所判 定委員会が入所の適否を判断し、入所が適当と判断された 者について市が措置を実施します。	被措置者数 70人	令和5年度末時点で66名の入所措置者がいます。 新規入所措置者については、措置の必要性を適切に判 断することに努めました。また、既に入所措置してい る者においては、措置の継続が妥当かどうかの検討及 び入所者の能力に応じた生活支援を継続しました。	3	養護老人ホームへの入所希望者に対して、措置の必要性及び 緊急性を適切に判断していきます。また、被措置者におい ては、継続した利用が妥当か適宜検討を行っていきます。虐待 等で緊急に措置が必要な高齢者には、入所判定委員会での審 議を待たずに適切な措置を実施します。	
			ひとり暮らし 調査の実施	一定年齢以上のひとり暮らし高齢者を把握するため、地域 の民生委員児童委員に依頼し、訪問調査を実施します。	住民基本台帳から一人世帯の高齢者を抽出し、民生委員 児童委員が訪問によりひとり暮らし高齢者に該当するか について全戸調査を行い、生活上の不安を抱える高齢者には、 高齢者よろず相談センターが訪問し、見守り体制の強化に 努めます。	調査把握数 7,975世帯	15,210世帯を対象として調査を行い、内7,677世帯に 調査の協力を得ることができました。情報提供に同意 のあった市民の情報については、よろず相談セン ターとも共有を図りました。	2	高齢者数の増加に対応できるよう、調査方法を見直す必要 があります。	調査対象とする年齢要件の見直しを進めながら、新たに一人 暮らしとなった高齢者の健康状態等を確認することで、日頃 の見守りに役立ちます。
			新たな見守り体制の構築	これまでの見守りに加え、対面によらないコミュニティ等 を活用した見守り体制の構築を進めます。	SNS等対面によらないコミュニティへの関わりを積極的 に推奨し、これらを活用した見守り体制を検討します。	-	活動の支援をしているゆめクラブ湘南平塚の取り組み としてLINE講座を開催しました。	2	見守りを充実させる取り組みが必要です。	対面によらないコミュニティ等を活用した見守り体制を引き 続き検討します。
			高齢者の消費者被害の未然防止	消費者被害の未然防止や救済に向け、高齢者本人に加え、 見守る人に対しても、さらなる注意喚起などの取組を進め ます。	高齢者本人及びその親族、また民生委員、地域包括支援セ ンターなど的高齢者を見守る人に対し、啓発チラシや出前 講座などにより、消費者トラブルについて注意喚起を行 います。	啓発チラシの発行 年2回以上	シニア学級や高齢者サロン等で、出前講座を29回実施 し、消費生活センターでの消費生活相談で、989件の助 言、あっせんを行いました。 また、ガス給湯器等の点検商法などを注意喚起するチ ラシを2回発行し、民生委員、地域包括支援セン ター等見守る人に情報提供しました。加えて講座やイベ ントで消費生活センターのX（ツイッター）への登録を 呼びかけ、Xでは105件の注意喚起の投稿を、引続 き高齢者が多く利用する郵便局の現金封筒に啓発広告 も掲げました。新たに、商業施設や路線バスヘジ タル広告を掲出し、高齢者の見守りを呼びかけまし た。	5	契約当事者のみでなく、子どもや孫など見守る側からの相談 も目立つので、親族等見守る世代への呼びかけは一定の効果 があがったと考え、引き続き高齢者への注意喚起に加えて高 齢者の子も世代、孫世代への見守りの呼びかけが必要です。	引き続き高齢者向けの出前講座を積極的に行うとともに高 齢者の子も世代、孫世代が利用する場所や公共交通機関等 へ広告掲載やSNSを通じて、見守りを呼びかけます。
			権利擁護のための相談支援及び 普及啓発	認知症などにより判断力が低下したため、権利侵害を受け ている又はその可能性のある高齢者に対し、住み慣れた地 域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図り、高 齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支 援を行います。	高齢者よろず相談センター等による相談業務で、権利擁護 の観点に立った支援を行います。成年後見制度や平塚市社 会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用を促し、 公的支援である介護保険サービスや生活支援サービスのほ か、インフォーマルサービスを活用するなど、地域と協力 して日常生活を支援していきます。また、制度周知のため 出張講座や講演会等を開催し、普及啓発を行います。	権利擁護講演会 年2回実施 相談件数 2,1820件	地域包括支援センター等による相談業務で、権利擁護 の観点に立った支援を行い30,932件の相談に乗りまし た。また、制度周知のため出張講座を行うとともに、 権利擁護講演会を2回開催し、普及啓発を行いました。 た。	3	高齢化社会に伴う相談件数の増加に対応するため、高齢者よ ろず相談センター等の負担の軽減に向けた、効率化や改善 の取組みが必要です。	高齢者が住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう地域 と協力して日常生活を支援するために、地域包括支援セン ターのケアマネジメント力の強化を引き続き進めています。
			成年後見制度の利用相談等	成年後見制度に関する情報を提供し、家族や本人が成年後 見制度を利用することができるよう相談業務を受けること を通し、成年後見利用支援センター等関係機関と連携して 権利擁護の充実を進めます。また、親族がいない場合には、 本人に代わり市長が成年後見人選任の申立手続を行います。 さらに、後見人が選任されるまでの間、応急的な事務 管理を行う等の支援を行います。	高齢者よろず相談センター等における相談業務において、 日常生活について権利擁護事業による支援を必要とする方 に対して成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用や 成年後見利用支援センターの活用等を促し、その生活を支 援します。	-	高齢者よろず相談センター等の相談業務において、権 利擁護事業による支援を必要とする方に対して成年後 見制度及び日常生活自立支援事業の利用や成年後見利 用支援センターの活用等を積極的に促し、その生活を 支援しました。	3	高齢者よろず相談センターの相談業務において、成年後見 制度へつぐ際の判断基準や支援方法が標準化されていないこ とが継続的な課題となっています。	日常生活自立支援事業の活用や、成年後見利用支援セン ターと連携した成年後見制度利用支援等、各機関における役割 の理解を深め、積極的な活用を引き続き進めています。

2 基本目標3 いのちと権利 を見守る地域 社会	(2) 高齢者虐待 防止のための取 組	2 権利擁護事業 の充実	ウ	成年後見制度の利用支援等の充実	福祉総務課	判断能力が低下している人やその親族等に対する成年後見制度の利用支援や制度の普及啓発を行います。また、市民後見人の養成や地域でのネットワーク体制の整備を行います。	平塚市成年後見利用支援センターを拠点とし、相談業務等により制度の利用支援を行います。また、関係団体等への講演会や出張講座の開催により、制度の普及啓発を図るとともに、市民後見人の養成講座の開催及び講座修了者等に研修等も実施することで後見活動等の質の向上を図ります。さらに、中核機関を設置し、ネットワーク構築やチーム支援などを行います。	後見センターの認知度 15%	3	成年後見利用支援センターの認知度を高め、制度を必要としている人が利用につながるようにすることです。また、身上保護をメインとする事例など、受け手が不足してきていることです。	成年後見制度に関する講座を開催し、制度の理解や関心を高めています。 ・市民後見人養成講座を継続して実施し、また、市民後見人養成講座修了者や市民後見人に対して研修や交流会を実施し、後見人支援を行います。	
			エ	終末期に向けた権利擁護推進事業	高齢福祉課	終焉に向けて本人の希望に沿った支援が行えるよう、関係機関等との連携体制を構築し、権利擁護の推進を図ります。	自分らしい人生を生き、終末期を迎えられるよう支援するため、高齢者よろず相談センターにおける相談業務や出張講座、講演会等やエンディングノート等を活用した普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、緊急時等に本人の意思を反映した支援が行える体制を充実させ、高齢者の権利擁護を推進します。	各包括で事業実施 年13回以上	5	身寄りのない高齢者の身元保証、生活支援、死後事務等に対する支援の必要性が高まっていますが、具体的な施策に当たっていません。	国が示す「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の動向等を研究し、具体的な施策の検討を進めます。	
			ア	高齢者虐待の知識等の普及啓発	高齢福祉課・介護保険課	高齢者虐待の予防、早期発見をするために市民、関係機関、施設従事者等を対象とし、積極的に普及啓発を実施していきます。	パンフレットやポスターを作成し、関係機関と相談窓口に配架します。また、関係機関や施設従事者に向けて定期的な研修を実施します。地域住民に向けては、高齢者よろず相談センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行うなど、継続的に、かつ、効率よく普及啓発が行える方法を検討し、実施していきます。	各包括で事業実施 年13回以上	4	地域住民や関係機関に向けては、地域包括支援センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行い、地域で高齢者虐待を早期発見するための普及活動を行いました。各地域包括支援センターで年1回以上実施し、計49回実施しました。	高齢者虐待の基礎知識等について普及するだけではなく、虐待を発見した場合の通報先や相談窓口を広く周知していく必要があります。	
			イ	高齢者虐待に対する支援ネットワークづくり	高齢福祉課	虐待防止ネットワーク協議会において、高齢者虐待の早期発見や早期対応、予防的取組支援に向けた体制づくりを行います。	虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が機能は十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。虐待対応検証機関として、協議会構成員で組織される実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、ネットワーク協議会において情報共有を行い、予防的取組支援方法について検討します。	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会 年2回開催	4	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会を年2回開催し、虐待防止に関するネットワークづくりや情報共有を行いました。また、協議会メンバーを中心に市内各事業者へも声掛けオンラインで研修会を実施しました。虐待対応検証機関としては、実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、予防的取組支援方法について検討しました。	虐待防止等ネットワーク協議会が、そのネットワーク機能が十分発揮し、チーム支援へ繋がるとする課題の共有を図ります。また、虐待対応検証機関として実務検討会議の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握することで、予防的取組支援方法について検討します。	
			ウ	高齢者虐待の相談体制の充実	高齢福祉課	高齢者虐待を予防し、また発生時に早期に対応するため、高齢者よろず相談センター及び関係機関が円滑に連携し、平等かつ対応者に差がない継続的な支援を行います。また弁護士との法的相談を活用し、法的根拠に基づいた対応を行います。	高齢者虐待対応マニュアルを継続的に検証し、対応者による差が生じないようにします。また、虐待解消までの対応について、進捗管理体制を整えます。虐待対応マニュアルの見直しと継続し、事例の検討会を開催し、対応スキルの向上を図っています。法律相談の周知と活用促進では、身近な支援者からの相談も積極的を受け、令和5年度は13件の相談に対応しました。	検証会 年1回開催	3	年1回の虐待マニュアル検証会議を行い、必要に応じたマニュアルの修正・加筆を行いました。高度に法律的な判断が必要となった際には、弁護士との法律相談を活用し助言を受け、効果的な対応を行いました。虐待対応マニュアルの見直しと継続し、事例の検討会を開催し、対応スキルの向上を図っています。法律相談の周知と活用促進では、身近な支援者からの相談も積極的に受け、令和5年度は13件の相談に対応しました。	虐待事例や困難事例について、対応者によって情報収集や判断及びその後の対応方法が標準化されておらず、マニュアルにある役割分担が守られていないケースが散見されることが課題となっています。	
			エ	高齢者虐待に関わる職員の資質向上	高齢福祉課	高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援を適切に行うため、関係機関と情報共有し、職員に対して高齢者虐待に関する研修を行います。	高齢者虐待に関わる職員を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。	実務検討会議 年1回以上	3	地域包括支援センターの地域支援担当者連絡会において虐待事例や困難事例について事例検討を行うとともに、地域包括支援センター及び庁内各課を交えた事例検討会を行い、課題の共有と対応力向上を図りました。	地域包括支援センターによって虐待事例や困難事例への対応に差異があるため、事例の共有を図り、共通した対応スキルを標準化していくことが必要と考えます。	虐待事例についての事例検討を行い、課題の共有と対応力向上を図ります。
			オ	虐待を受けた高齢者に対する支援	高齢福祉課	虐待対応マニュアルに基づき、虐待が解消するまで支援をします。また、虐待を受け保護を必要とする高齢者について、施設等にスムーズに保護をします。	虐待対応マニュアルを改定し、関係機関を交えた検証機関としての実務検討会議を設置します。保護をする施設等との連絡を設け、保護ルールの検証を定期的に行い、保護を必要とする高齢者をスムーズに保護するなど、高齢者虐待の解消に向けた支援を行います。	検証会 年1回開催	3	虐待防止ネットワーク協議会において、実務検討会議を実施しました。内容については、研修会の実施報告、個別ケースを通じて地域ネットワーク形成を図るための実務検討会議報告、施設保護検討会議報告、高齢者虐待対応マニュアルの運用報告を議題としました。	「平塚市要保護高齢者一時保護ガイド」の適切な運用について、各施設へ協力を求めたいとともに、実情に応じたガイドの見直しを適宜行っています。	
			カ	養護者への支援	高齢福祉課	虐待のリスクのある家庭への予防的支援について検討します。虐待をした、又はするおそれのある養護者に必要支援体制についても検討します。	虐待対応事例の検証の中で、養護者が虐待に至った要因を分析し、予防的な支援の在り方を検討します。また、その中から施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討や、地域包括支援センターとの課題共有を図りました。	-	3	各事例の積み重ねにより施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討や、連携を強化しながら養護者支援について、福祉関係各課との連携強化や、地域包括支援センターとの課題共有を図りました。	養護者支援については、関係機関と情報の共有を図るだけでなく、支援上の課題を検討しながら、連携を支援してあげることが必要と考えます。また、高齢者虐待にならない事例における養護者支援についても、どのように関係機関と連携して支援していくかが課題となっています。	
			キ	施設従事者による虐待の防止	高齢福祉課・介護保険課	施設従事者等による虐待を防止するため、市の支援体制を整えます。また、施設入所サービスを提供する事業者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行ってはならないこととされています。高齢者が尊厳を持って生活することができるように、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	施設従事者等による虐待防止のための対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づき支援体制の充実を図ります。施設従事者等による虐待防止及び予防するため、施設等関係機関に向けて定期的な研修を行うよう検討します。市内の介護サービス提供事業者等と連携する「ひらか地域介護システム会議」の介護保険施設連絡会と連携するほか、実地指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	-	3	平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会において、養介護施設従事者等に施設虐待の防止及び予防のための啓発や虐待の現状について等の情報提供を行いました。また、オンライン研修会を実施し市内各事業者の参加を呼びかけました。	虐待事例検証の中で、虐待に至った要因として、職員の人手不足、認知症入居者の増加、介護ストレスの増大、職場環境の改善が図れないことへの不満からという理由があった。研修や意識啓発という教育的要素のみならず、機能的な人員不足やコロナ禍による介護負担増といった労働環境要因が虐待に繋がっている背景が課題となっています。	
			3 災害に対する 取組の推進	(1) 避難行動要 支援者への支援	3	ア	避難行動要支援者支援体制の推進	災害対策課・福祉総務課・高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・介護保険課	令和2年2月に策定した「平塚市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。	新制度（避難行動要支援者支援制度）の周知啓発・登録の推進・マッチング率向上・避難支援等関係者との連携強化を通して、避難行動要支援者の取組の実効性向上と安心安全の確保を図ります。	3	①平塚市避難行動要支援者避難支援指針に基づき、庁内対策会議及び連絡会議を開催し、連携を図りました。 ②地域（自治会・民生委員児童委員）及び、保健所などの福祉関係団体に制度説明を行い、避難支援関係者との連携強化。避難行動要支援者支援制度の実効性向上を図りました。 ③モデルケースに個別避難計画を作成し、課題の抽出や検討を行いました。
イ	福祉避難所等の確保及び充実	高齢福祉課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課・福祉総務課・災害対策課				小、中学校等の一般の避難所での生活が困難な方の受け入れ施設として、市の福祉施設や併立の特別支援学校を福祉避難所として指定し、社会福祉施設等とも受け入れに関する協定を締結します。	協定を締結している福祉避難所の管理者と協議の場を設けるほか、災害時の具体的な避難者の受け入れ方法等について、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に基づき施設ごとのマニュアルを改訂します。同時に、新規に開設する社会福祉施設と協定を締結し、受け入れ施設の更なる充実に努めます。	-	4	福祉避難所支援の経験が豊富な外部講師の指導を受け、各福祉避難所との認識の共有と、マニュアルの実効性の向上を図るとともに、早期に福祉避難所等を開設し、受け入れができる体制を整えることを目的とし、福祉避難所開設・運営訓練及びHUG訓練を実施しました。	福祉避難所開設・運営にあたる動きについて、訓練及び研修に参加している各福祉避難所の担当者だけでなく、各福祉避難所の職員全体まで情報共有を行っていないことです。	

		(2) 避難体制への支援	ア	災害情報の提供及び避難体制への支援	高齢福祉課・地域包括ケア推進課・介護保険課・災害対策課	高齢者の命と生活を守るため、高齢者一人ひとりが平常時から備えるための取組を支援します。	県や市の防災担当部署と連携し、高齢者への適切な情報発信及び情報提供を実施するとともに、事業者指導等を活用し、介護事業所等の避難体制の構築に向けた支援を行います。		介護認定の決定通知を送付する際に避難行動要支援者の登録に関するお知らせを同封することで情報発信を行い、「高齢者のためのガイドブック」に同内容を掲載することで情報提供を実施しました。また、介護事業所への実地指導の際に、事業所が作成した避難確保計画の内容や防災担当部署への提出状況を確認するとともに、避難や救済が適切に行えるよう情報提供・周知を行いました。	3	避難確保計画の作成が必要な介護事業所に対し、避難体制の構築に向けた支援が必要となります。	非常災害時の計画を作成する等の介護事業所への指導を行い、避難体制の構築が図れるよう支援を行います。
	(1) 情報提供の充実	ア	介護保険制度の趣旨の普及・啓発	介護保険課	介護保険課	サービス利用者に介護保険制度やサービス内容について十分理解していただくため、各種広報媒体を使った情報提供や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携により制度の周知に努めます。	令和3年度の制度改正に対応したガイドブックを作成し、要介護・要支援認定の新規申請時に配布するほか、高齢者よろず相談センター、公民館等で配布します。また、引き続き広報紙、ホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体を利用した情報提供や高齢者よろず相談センター、ケアマネジャー等との連携を図り、制度周知に努めます。		令和3年度の制度改正時に作成した介護保険制度の概要やサービス種類などの情報を掲載した介護保険ガイドブックを、令和5年度も引き続き窓口配布と市ホームページへの掲載を行い、情報提供・周知を行いました。また、公民館で開催された高齢者学級の一部で介護保険制度の周知を行いました。なお、令和6年度報酬決定に伴う「ガイドブック」の作成準備をしました。情報提供の対象者を考慮し紙媒体の作成としました。	3	デジタルの時代ではありませんが、介護サービスの利用者の特性を考慮し、紙媒体を主として作成したため、相応の費用がかかりました。	サービス利用者や家族等のデジタル機器の普及状況を調査しつつ、電子媒体での情報発信を順次行っていく、経費の削減を図ります。
	イ	事業者情報提供の充実	介護保険課	介護保険課	介護保険課	利用者が的確かつ安心して居宅介護支援事業者やサービス提供事業者を選択できるように、事業者に関する情報提供の充実を図ります。	介護保険サービス事業所一覧について、毎月更新し、ホームページに掲載するとともに、窓口を設置し配布するほか、介護サービスの情報公表制度の周知、また、パンフレット、ホームページなどにより事業者に関する情報提供を行います。		毎月月上旬に最新の市内介護サービス提供事業所一覧を作成し、窓口配布と市ホームページへの掲載を行ったほか、認定結果通知に市内居宅介護支援事業所一覧を同封することと周知を図りました。事業者自身での情報修正については随時案内をしました。	3	事業者情報は、原則として事業所が「介護サービス情報の公表制度」に登録した情報が、介護事業所検索のできる「介護情報サービスかながわ」に掲載されるため、従業員人数など変更があった際は現況と齟齬が発生する場合があります。	「介護サービス情報の公表制度」の対象となる従業員人数などの変更の際は、事業者自身での修正が必要なることを周知します。
	ア	介護給付の適正化への取組	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護給付の適正化を図るため、介護給付適正化主要5事業を神奈川県国民健康保険団体連合会から提供されるサービス別給付実績等を活用し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「視覚点検・医療情報との実合」、「介護給付費通知」を実施します。	要介護認定の適正化 全件 ケアプランの点検 年37回 住宅改修等の点検 年15件 視覚点検・医療情報との実合 年4回 介護給付費通知 年4回		・要介護認定の適正化：全件 ・ケアプランの点検：40件 ・住宅改修等の点検：1件 ・視覚点検・医療情報との実合：4回 ・介護給付費通知：4回 国民健康会の研修に参加しスキルアップを図りました。 住宅改修の点検については、職員によるものは全件実施し、有資格者による現地確認は1件行いました。有資格者の点検制度は本年度も必要と判断し制度の継続の準備を行いました。 集団指導講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、講習資料を市ホームページ上で確認する方法としました。 実地指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら実施し、必要な指導、助言を行いました。 ケアマネジャー等事業者への研修は、令和6年度の報酬改定に関する内容で実施しました。 介護事業所からの新規指定申請時や指定内容変更時の提出書類等の文書量削減については、県・国の通知を受け、削減を行いました。 運営指導6年未満実施の事業所には、早期に運営指導を実施しました。 運営指導の委託については、実施方法を検討し、予算要求を行いましたが、次年度からの委託は見送りとなりました。	2	・要介護認定の適正化、ケアプランの点検、視覚点検・医療情報、介護給付費通知、との実合は目標件数（回）を達成し、給付適正化への一定の成果がありました。 ・住宅改修等の点検については、工事見積書の点検及び現場写真による施工状況等の点検を職員により全件実施しているが、当市の8期計画では有資格者の委託業者ともに行った確認を点検数としています。結果、写真による確認を重複したため目標値には届きませんでした。	・給付適正化は、担当職員の入れ替えのある中、国保連合会の研修に参加すること等でスキルアップをし、点検時間の短縮及び効率的な実施を図ります。 ・住宅改修等の点検は、現地確認での点検が必要となる案件が少なかったことにより、当市が計画で定める件数は1件となりましたが、工事見積書の点検及び現場写真による施工状況等の点検は全件実施しました。当全件への点検は今後も継続をします。現地確認については効果的な方法を検討します。
	イ	事業者への指導・支援の実施	介護保険課	介護保険課	介護保険課	地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して、集団指導講習会、実地指導を計画的に行い、神奈川県指定の事業者に対しても適宜、神奈川県平塚保健福祉事務所と合同で実地指導を実施し、適切な契約締結など法令遵守の周知徹底に努めます。 さらに、ケアマネジャー等事業者への研修体制を充実させ、サービスの質の向上に努めます。また、介護事業所からの提出書類等の文書量削減により、事業者の負担軽減を支援します。				2	実地指導は、制度等が複雑化、専門化する中で職員がノウハウを蓄積することが難しく適切な助言ができなくなってきた一方、確実に効果的な実地指導を目指すため、介護保険法に定める指定市町村事務受託法人への実地指導の委託を検討しています。	実地指導は、6年未満実施の事業所には早急の実施し、法令遵守の周知徹底を図ります。 一方で、確実に効果的な実地指導を目指すため、介護保険法に定める指定市町村事務受託法人への実地指導の委託を検討しています。
	ウ	介護サービス提供事業者との連携	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険制度の趣旨を理解し、良質な事業展開を行うために必要とされる情報を提供し、事業者相互間の連携調整や情報の共有を図り、各種サービスの円滑な実施や質の向上を目指します。	市内の介護サービス提供事業者等で構成する「ひらつか地域介護システム会議」において、9つの事業者別連絡会（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所サービス、福祉用具・住宅改修、介護保険施設、グループホーム、小規模多機能）を開催するとともに、事業者にも制度の趣旨に関する情報提供を行います。		事業者別連絡会として、おおむね1回程度で会議（書面開催）と研修会を開催し、情報共有、各種課題の協議及び解決を実施しました。 職員も、ひらつか地域介護システム会議の打ち合わせ等に参加し、活性化を促進しました。	3	ひらつか地域介護システム会議の各連絡会の更なる活性化が必要となります。	引き続き、連絡会の連携による事業や地域を越えた連携による事業を行い、ひらつか地域介護システム会議を活性化していくように促進していきます。
	エ	相談・苦情体制の充実	介護保険課	介護保険課	介護保険課	高齢者が安心して適正なサービスを利用できるように、相談・苦情体制の充実を図ります。	利用者が様々な疑問や苦情等を気軽に相談できるように相談窓口の充実を図るとともに、ホームページ等により介護保険に対する相談や苦情の対応の仕組みや受付窓口をわかりやすく周知します。 介護サービスの相談・苦情について、サービス提供事業者、担当のケアマネジャーと連携するとともに、神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会などの関係機関とも連携を図り、解決に努めます。		市ホームページで苦情相談に係るチャートや苦情相談書を掲載しています。	3	相談内容が多岐にわたるため、事業者やケアマネジャーが対応すべき苦情相談が市に寄せられることがありますが、適切な相談窓口を案内することで対応をしています。	今後も円滑な対応ができるように、苦情相談の方法を引き続き市民、事業所へ周知します。
	オ	介護サービス相談員の派遣	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護老人福祉施設等の施設・居住系サービスを中心に介護サービス相談員の派遣を推進します。	利用者の日常的な不安や不満の解消を図るため、介護サービス相談員を施設等に派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安などを直接聞き、施設等の担当者や意見交換を行うなどの取組を進めることにより、施設等と利用者の橋渡し役となって介護サービスの質の向上に努めます。		年度末から来年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響で派遣中止としていた事業所の半数近くが再開できる運びとなった。また、活動方法も別室で数人と面談する方法から施設内のフロアを自由に回るようになった施設が増えた。	3	施設によっては担当者と意見交換をする時間を十分にとれないところもあった。介護サービス相談員の役割を施設側にも理解してもらい協力を仰ぐ必要性を感じた。	派遣再開した事業所を含め、再度介護サービス相談員の役割や意義を伝えている。また、引き続き派遣先事業所を増やせるよう周知を図ります。
	カ	要介護認定の円滑な実施体制の充実	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護サービスを必要とする利用者を適正に認定するため、要介護・要支援認定の実施体制の充実を図ります。	要介護認定申請件数の増加を見据え、要介護認定調査や介護認定審査会が滞りなく円滑に実施できる体制の整備に努めます。また、認定調査員や介護認定審査会委員に対し研修等を実施し、質の向上と公平・公正な運営を図ります。		要介護認定調査は、市の認定調査員だけでなく、事務受託法人等を有効に活用しながら行いました。また、県主催の認定調査員研修を居宅介護支援事業所に周知し、認定審査会委員研修として在任中の委員及び新任委員向けの研修を実施しました。	3		語りが多い調査項目や変更点を掲載した「認定担当からのお知らせ」の発行や、認定調査の質の向上のための県主催の研修の周知等、引き続き適正な要介護認定調査向けスキルアップを図ります。

基本目標4人に寄り添う介護サービス

1

介護保険事業の円滑な実施

(3) 介護人材の確保 及びスキルアップ	ア	介護のイメージアップへの取組	介護保険課	様々な機会をとらえ、介護業界の実情を効果的に広く情報発信し、介護のイメージアップを図ります。	介護業界のあまり知らない良い面などをPRする動画を作成し、ホームページやイベント等様々な機会に広く情報発信することにより、介護のイメージアップを図ります。	-	仕事だけでなくプライベートでも精力的な活動をしている市内の介護事業所職員を紹介する動画「ピカイチ☆フィルム」を令和4年度に引き続き作成し、第4弾をYouTubeで公開するとともに、市内各所で放映しました。	4	市内各所で放映することから、介護事業所の利用者の動画への出演に対して慎重な事業所があります。	「ピカイチ☆フィルム」の良さを積極的に周知する際に動画の目的や放映場所なども事前に十分に説明し、理解を得られるよう努めます。
	イ	介護職場の魅力発信事業	介護保険課	介護職場の魅力アピールするため、事業所でいきいきと働く介護職員を紹介するとともに、介護人材募集等に関する情報を発信します。	ホームページ等を活用して、「うちのピカイチ☆職員」を紹介するとともに、「カイゴ・しごと・ガイド」により、介護事業所を広く紹介し、介護職場の魅力発信を行います。	-	実際に働く介護事業所職員の声など求人広告には載っていない情報を掲載する「カイゴ・しごと・ガイド」を作成し、市ホームページで公開するとともに、市内の公民館、地域包括支援センター、ハローワーク平塚など、市内110か所に配架し広く市民の目に留まるようにしました。 写真掲載の「うちのピカイチ☆職員」は、原則、動画掲載の「ピカイチ☆フィルム」へ発展的に移行しています。	4	令和3年度から配布場所や発行数を増やしたものの、本来の活用方法である「介護職へ就労するための事業所の紹介」としてではなく、『利用者として事業所を利用するために「カイゴ・しごと・ガイド」が活用されている状況です。	ハローワークや高校など就職を希望する人が集まる場所への配架を引き続き積極的に行っています。
	ウ	多様な業務の担い手確保	介護保険課	事業所における介護職以外の業務に関する人材のニーズを集約し、地域やアクティビニア等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。	事業所における介護職以外の経理・調理・送迎等の業務に関する人材のニーズを集約し、勤務形態、給与面などを含めた情報を、ひらつか元気応援ポイント事業登録者及び平塚市生かきい事業団会員を始めたとしたアクティビニアや地域等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。	-	実際に働く介護事業所職員の声など求人広告には載っていない情報を掲載する「カイゴ・しごと・ガイド」内に、介護職以外の業務に関する人材（補助人材）に係る情報を掲載しました。	3	行政では「就労に向けた支援」として直接事業所と求職者のマッチングを行うことができないため、マッチング事業以外での効果的な施策を実施する必要があります。	国・県が実施する介護の補助人材確保事業の動向や方法を注視しつつ、既に行っている取組や市ホームページなどの広報力を生かして、介護職以外の業務の存在や必要性を知っていただけるように取り組みます。
	エ	就職相談会・事業所見学会の実施	介護保険課・高齢福祉課	ハローワーク平塚等と連携し、介護の仕事に就きたい人が就労につながるよう努めます。	ハローワーク平塚等と連携し、介護事業所の見学会・就職相談会を実施することで、就労希望者と介護事業所のマッチングを行います。	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点のほか、就労につながるためのより効果的な方法を、ハローワーク平塚と連携して検討し、介護事業所の見学会・就職相談会に代えて介護事業所就職説明会を開催しています。 実績：参加者18人、就職者2人	4	市役所の会議室で説明会を実施する場合、会場の広さの都合により回あたりの参加事業所数が限られます。	令和5年度は1回の開催にとどまりましたが、年複数回実施できるようにハローワーク及び参加事業所と調整していきます。
	オ	介護入門的研修の実施	地域包括ケア推進課・介護保険課	日常生活援助に係る介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施し、キャリアアップを促進します。	既存の研修との統合を検討するとともに、ひらつか元気応援ポイントの利用者等の介護に関心があり、さらに研修を受け本格的に介護職場で活躍したい方に対し、掃除、洗濯、調理、買い物など日常生活援助を行うための介護の基礎的な知識や技術を習得する研修を実施します。	-	平塚市社会福祉協議会と連携し、入門的研修（全21時間）のうち基礎講座（3時間）を実施し、介護に興味のある方が気軽に参加できる研修を新たに開催しました。 開催回数：1回 延べ参加者数：37人	2	神奈川県社会福祉協議会が神奈川県から受託した入門的研修の事業の一環として、平塚市社会福祉協議会と連携して実施する事業であるため、毎年継続して実施できるか不透明です。	平塚市社会福祉協議会と連携し、参加しやすい基礎講座の有効性について神奈川県に働きかけ、継続しての開催を目指します。
	カ	管理者等への職場環境改善事業	介護保険課・産業振興課	事業所を運営する管理者等に対し、職場環境の改善につながる研修を行います。	ひらつか地域介護システム会議や産業振興部の事業と連携し、職場環境の改善につながる、管理者等への研修等を実施します。	-	介護事業所の職員が働きやすくなることを目的に、管理者等向けでリーダーとしてのコミュニケーションをテーマにしたオンライン研修を実施しました。	5	受講した事業所のアンケート結果では、令和6年度以降もオンライン形式での研修実施を希望する声が多くありました。このため、オンライン形式で対応いただける研修講師の選任を基本に考える必要があります。	介護職員向けの研修を主催している機関などに協力を仰ぎ、オンライン形式でニーズに合った研修を実施していただける講師の選定を進めます。
	キ	介護職員への定着支援	介護保険課	介護職員への相談体制の確立や職員間の交流の場の創設等により、介護職員への定着支援を行います。	ひらつか地域介護システム会議等と連携し、就職後間もない若手職員を対象に、事業所を超えた交流の場を創設します。また、介護職員が悩み等を気軽に相談でき、問題解決につながる助言や働きかけができる外部の相談窓口の設置を検討します。	-	若手職員を対象とした、事業所を超えた交流の場である「わかでカイ」を年2回実施しました。 また、令和4年度に引き続き、介護職員が悩みなどを相談できる外部相談窓口についての情報を市ホームページに専用ページを設けました。	3	「わかでカイ」は、開催時間が後ろ倒しとなり参加人数が少なく、十分な交流があったとは言いませんでした。また、外部相談窓口の専用ページについて、周知が不十分です。	わかでカイの開催時期やグループワークのテーマを見直し、参加者同士が悩みを共有する中でのつながりをもてるようにしていきます。
	ク	ICT化、介護ロボット導入促進	介護保険課	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化を図られるよう業務のICT化、介護ロボットなどの活用を支援します。	介護従事者の身体的負担軽減、業務の効率化に向け、国や県の補助制度を活用し、介護事業所における業務のICT化や介護ロボット導入を促進します。	-	国や県の補助制度の情報収集に努めるとともに、国、県と連携し、負担軽減に向けた制度を周知しました。 市としては、「ケアプランデータ連携システム導入補助金」の制度を設計し、次年度からの補助開始の準備をしました。	3	国や県の補助メニューが定期的に変わるため、その動向に左右されることが課題です。 さらに、介護事業所の職員の働きやすさにつながるICT等導入のメリットが十分浸透していない状況に対し、市も何らかの施策を検討する必要があります。	引き続き国の補助事業等を注視するとともに、市としても介護事業所におけるスマート化を促進する施策を検討します。
	ケ	介護職員初任者研修受講の促進	介護保険課	介護職のスキルアップや定着支援に向け、介護職員初任者研修の受講を促進します。	介護職員初任者研修の受講を促進し、研修修了後、市内事業所へ一定期間就労した者を支援することで、新たな人材の確保とサービスの質の向上を図ります。	補助件数 5件	・補助件数 6件 ・研修の受講人数が多い時期を調査し、年2回市内介護事業所に対して補助金申請の周知を行いました。	4	事業の周知自体は十分であると考えていますが、市内研修実施機関2つの内1つが事業から撤退したため、前年度に比べ申請件数が減少しています。補助対象の拡大や補助額の増額などでさらに市外からの就労が進むとよいと考えられます。	引き続き、事業を周知していきます。
	コ	若い世代へのすそ野拡大	介護保険課	若い世代に対し、高齢者への理解や介護の必要性を認識できる環境づくりに努めます。	職場体験等を通じ、若い世代が介護の仕事を経験することにより、高齢者理解や介護の必要性について体験として学ぶ機会を創出します。	-	県立高浜高等学校の全日制・定時制の生徒を対象に、介護事業者と連携して介護体験授業を実施したところ、メディアでも取り上げられました。	5	受講する人数によって会場やプログラム内容を検討する必要があります。	引き続き事業者と連携し、受講する生徒にとって有益となるようブラッシュアップします。その上で、今後ニーズがあれば、大学生や中学生を対象にした講義も検討します。
	サ	外国人材確保への取組	介護保険課	外国人材の介護分野への参入に向け、効果的に就労につながる事業を実施します。	外国人材の就労に係る関係団体と連携し、外国人材就労向けの面接会や就職相談会の実施を検討します。また、事業者向けに外国人材の受け入れ制度や、円滑な受け入れに関する説明会等を開催するとともに、既に外国人を雇用している事業所の見学会等を実施します。	-	外国人材の円滑な受け入れを行うことを目的に、管理者等向けで外国人介護職員の雇用についてをテーマにしたオンライン研修を実施しました。 令和5年度は連携して開催できる外部機関がなく、共催等の実施はありませんでした。	3	アンケート調査によると、介護事業所の中には外国人スタッフの雇用に消極的なところがあります。 また、長年地道な外国人材就労の支援を行っていない場合は、仮に市が主催したとしても外国人材からの申込みは少ないと見込まれるため、就職相談会等の実施は困難です。	介護事業所に身近な市としてできる効果的な事業として、外国人スタッフの採用方法やメリットなどが伝わる取組を検討します。その上で、外国人向け就職相談会を連携して開催できる外部機関があれば、共催等の実施を検討します。
	シ	介護職員等宿泊借上げ支援事業	介護保険課	災害協定を締結している介護保険事業者等に対し、多様な人材の確保、定着化及び働きやすい環境づくりに支援します。	介護職員等の宿泊の借上げを支援し、多様な人材の受け入れや発掘を促進するとともに、人材の確保定着につながるよう支援します。	補助件数 2件	補助制度の周知は引き続き行いましたが、需要がなく補助実績はありませんでした。制度内容を検討した結果、次年度は当補助金を廃止することにしました。	2	令和3年度以後の実績がないため、市外からの就労促進という目的に沿った事業であるか検証する必要があります。	事業所のニーズを考慮し、より就労支援に適した事業への見直しを行います。